

横浜市駐車場条例の解説

横浜市駐車場条例
横浜市駐車場条例施行規則
横浜市駐車場条例取扱基準

令和 8 年 9 月

横浜市

目 次

第 1 章 総則 P 1

- 1 趣旨
- 2 用語の定義
- 3 その他の駐車場設置に関する法令等

第 2 章 附置義務の対象となる建築物と駐車場の台数 P 5

- 1 乗用車の駐車場の附置義務
- 2 荷さばき車の駐車場の附置義務
- 3 自動二輪車の駐車場の附置義務
- 4 増築又は用途変更の場合
- 5 適用除外となる建築物
- 6 附置義務駐車場の管理

第 3 章 附置の特例 P 13

- 1 敷地外駐車場の特例
- 2 敷地外駐車場の要件
- 3 敷地外駐車場の特例の表示
- 4 敷地外駐車場に関する定期報告
- 5 駐車場の利用実態による特例
- 6 駐車場の利用に関する実績報告

第 4 章 附置義務駐車場の規模・構造 P 16

- 1 駐車ますの大きさ
- 2 出入口の設置禁止位置
- 3 車路の幅員

第 5 章 手続 P 20

- 1 手続の流れ
- 2 届出・申請等の手続
- 3 届出・申請等に必要な添付図書
- 4 承認に係る審査基準及び標準処理期間

参考資料 P 24

- 1 横浜市駐車場条例取扱基準に定める様式
- 2 附置義務駐車場の台数算定表(1)(2)(3)
- 3 横浜市駐車場条例
- 4 横浜市駐車場条例施行規則
- 5 横浜市駐車場条例取扱基準（様式を除く。）
- 6 駐車場法抜粋

第1章 総則

1 趣旨

横浜市駐車場条例（昭和38年10月横浜市条例第33号。以下「駐車場条例」といいます。）は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第20条の規定に基づき、路上駐車解消や道路交通の円滑化を目的として、建築主が一定の要件を満たす建築物を新築し、増築し、又は用途変更する場合、その規模に応じて附置しなければならない駐車場における台数、規模、構造等を定めています。

近年、車離れや鉄道網の発達など、自動車交通を取り巻く環境は大きく変化しており、鉄道利便性の高い地域で需要を上回る附置義務駐車場の整備がみられました。また、駐車場（出入口）の増加により、街の魅力や歩行者空間の安全性の低下がみられたため、時代の変化に対応した制度となるよう令和8年2月に駐車場条例を改正しました。

この解説書は、駐車場条例、横浜市駐車場条例施行規則（平成4年3月横浜市規則第28号。以下「施行規則」といいます。）及び横浜市駐車場条例取扱基準（平成7年6月都駐第32号。以下「取扱基準」といいます。）について解説したものです。

2 用語の定義

この解説書において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 附置義務

横浜市域内で一定の要件を満たす建築物を新築し、増築し、又は用途変更する場合に、本条例に基づき、建築主に対して駐車場の設置を義務付けるものをいいます。

(2) 駐車場

自動車の駐車のための施設（※）をいいます。

※電気自動車充電設備を整備し、駐車のために供する部分で利用できるようにする場合であっても、当該部分は附置義務駐車場として扱います。なお、この際、電気自動車以外の自動車の利用を完全に排除しない場合（例えば、電気自動車を優先する部分とする）であっても同様に扱います。

(3) 乗用車

おおむね幅2.3m×奥行5mの駐車ますに収まる二輪車を除く自動車をいいます。

(4) 荷さばき車

荷物の出発地及び目的地において積み降ろし・仕分け・積み替え作業を行う貨物車両をいいます。

(5) 自動二輪車

道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（排気量50cc超、いずれも側車付きのものを除きます。）をいいます。

(6) 機械式駐車場

特殊の装置を用いる駐車場で、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により、大臣認定を受けたものをいいます。

(7) 駐車場整備地区

駐車場法第3条第1項及び都市計画法第8条第1項に基づき、都市計画決定している地区をいいます。(平成10年5月横浜市告示第158号)

地区名	面積	決定時期	
①中央地区	約 408ha	S38. 1. 22	
	約 755ha	H10. 5. 25	
②新横浜北部地区	約 85ha	H10. 5. 25	
③港北ニュータウン第1地区 (センター北駅周辺)	約 28ha	H 4. 1. 14	
④港北ニュータウン第2地区 (センター南駅周辺)	約 45ha	H 4. 1. 14	
⑤上大岡駅周辺地区	約 21ha	H10. 5. 25	
⑥戸塚駅周辺地区	約 14ha	H10. 5. 25	

(8) 周辺地区又は自動車ふくそう地区

本条例第3条第1項及び第2項に基づき指定している地区(平成14年4月横浜市告示第125号)をいいます。

対象は、下枠内の用途地域に該当する地区(駐車場整備地区内を除く。)で、このうち「駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域」に接する地区が「周辺地区」となり、それ以外の地区が「自動車ふくそう地区」となります。

第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域

(9) 特定用途

駐車場法第20条第1項に規定する自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で、駐車場法施行令第18条で定めるものから共同住宅を除いた下枠内の建物用途をいいます。

百貨店その他の店舗、事務所、倉庫、工場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、病院、卸売市場

※共同住宅は別途で駐車場附置義務を規定しています。(4ページを参照)

(10) 非特定用途

特定用途以外の用途をいいます。

なお、非特定用途は、令和8年2月改正により、駐車場附置義務の対象外となりました。

<建物用途の判断について>

本条例におけるその他の建築物用途の判断は、次表のとおりです。

このほか、次表にないものは、基本的に建築確認における用途分類を参考に判断します。また、建築確認申請に応じて、施設単位ではなく敷地（建物）単位で判断する場合があります。

詳しくは、手続窓口で御確認ください。

研究所、区役所、銀行、郵便局	事務所	特定用途
配送センター	倉庫	
ライブハウス、区民ホール、興行場	劇場	
ウィークリーマンション及び簡易宿泊所のうち旅館業法に規定する旅館業に該当するもの	旅館	
インターネットカフェ、漫画喫茶	飲食店	
モデルルーム、美術館、博物館、動物園、植物園、水族館	展示場	
勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの	遊技場	
スポーツクラブ、フィットネスクラブ、練習場	体育館	
介護保険法に規定する介護老人保健施設で20床以上のもの	病院	
美容院、理容室、エステティックサロン	非特定用途	
銭湯、サウナ		
動物病院		
診療所		
介護保険法に規定する介護老人保健施設で19床以下のもの		
老人ホームその他の老人福祉法に規定する老人福祉施設		
救護施設		
地域ケアプラザ、コミュニティハウス		
児童相談所、青少年相談センター		
保育所		
小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、予備校、学習塾、各種学校		
下水処理施設、廃棄物中間処理施設、最終処分場、ポンプ場		
自動車車検場		
宗教施設、納骨堂		
巡査派出所		
自動車販売店（販売事務所は「物品販売を営む店舗」又は「事務所」、ショールームは「展示場」、修理工場は「工場」）	室ごとに判断	
地区センター（図書館は「非特定用途」、体育室は「体育館」、多目的室は「非特定用途」、会議室は「集会場」）		

3 その他の駐車場設置に関する法令等

(1) 大規模な小売店舗の駐車場設置基準

本条例による「百貨店その他店舗」のうち店舗面積が1,000平方メートル以上となる大規模な小売店舗については、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）による駐車場の設置が求められます。この場合、駐車場の台数は大規模小売店舗法・駐車場条例それぞれの必要台数を比較し多い方の台数となります。

【担当部署：経済局商業振興課 TEL. 045-671-3488】

(2) 共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿の駐車場附置義務

共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿（以下「共同住宅等」といいます。）の用途に供する建築物については、横浜市建築基準条例（昭和35年横浜市条例第20号）第4条の3において駐車場（乗用車のみ）の附置義務が規定されています。対象となる建築物は、住居の用に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるものとなっています。本条例の対象となる建築物と複合している場合は、それぞれの規定に基づき算定を行い、足し合わせた駐車台数を設置してください。

【担当部署（横浜市建築基準条例について）：建築局建築企画課 TEL. 045-671-2933】

※個別の審査に関わることは建築確認申請の提出先にお尋ねください。

(3) 横浜市福祉のまちづくり条例

百貨店その他店舗、ホテル、病院、学校等、横浜市福祉のまちづくり条例（平成9年横浜市条例第19号）で指定された建築物等を新築・増築等をする場合は、車椅子利用者用駐車施設の設置等について事前協議が必要となります。

【担当部署：建築局市街地建築課 TEL. 045-671-4510】

※条例については健康福祉局福祉保健課（TEL. 045-671-2387）にお尋ねください。

(4) 横浜市生活環境の保全等に関する条例

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号）により、駐車場の設置者及び管理者は、施設内に駐車する自動車の原動機停止（アイドリング・ストップ）に関して、責務を負うことになっています。

【担当部署：みどり環境局大気・音環境課 TEL. 045-671-2483】

(5) 横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成30年横浜市条例第3号）により、市街化区域内で一定規模以上の集客施設又は共同住宅等を新築又は増築する場合、施設の建築主は当該施設の敷地内（集客施設については、例外規定あり）に、条例で定められた基準に従い算定した台数以上の自転車駐車場を設置することになっています。

【担当部署：道路・交通政策局道路政策課 TEL. 045-671-3644】

(6) 大規模建築物に係る駐車施設等の協議

延べ面積10,000㎡（百貨店その他の店舗は売場面積3,000㎡）以上の店舗・ホテル・事務所・病院・劇場・その他特に必要と認められる建築物を新築する場合、交通処理計画について、警察と協議が必要です。

【協議窓口：神奈川県警察本部交通規制課道路協議係 TEL. 045-211-1212（内線）5224】

第2章 附置義務の対象となる建築物と駐車場の台数

1 乗用車の駐車場の附置義務

(1) 対象となる建築物【本条例第4条及び第6条】

下表①に掲げる地区又は地域内において、②に掲げる面積が、③に掲げる面積を超える場合対象となります。また、同一敷地内の2以上の建築物は一の建築物とみなし(駐車場法第20条第3項)、台数算定時も同様とします。

①	駐車場整備地区又は 商業地域若しくは 近隣商業地域	周辺地区又は 自動車ふくそう地区	左記以外 〔第一種低層住居専用地域〕 〔第二種低層住居専用地域〕 市街化調整区域
②	特定用途（事務所、倉庫 及び工場を除きます。） に供する部分の床面積	特定用途に供する 部分の床面積	本条例の適用外
③	2,000㎡		

※「部分の床面積」は、建築物の各階の床面積の合計で、駐車場及び自転車等駐車場（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第2条第3号に規定する自転車等駐車場。以下「駐輪場」といいます。）の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の面積も含みます。（荷さばき車及び自動二輪車においても同様）

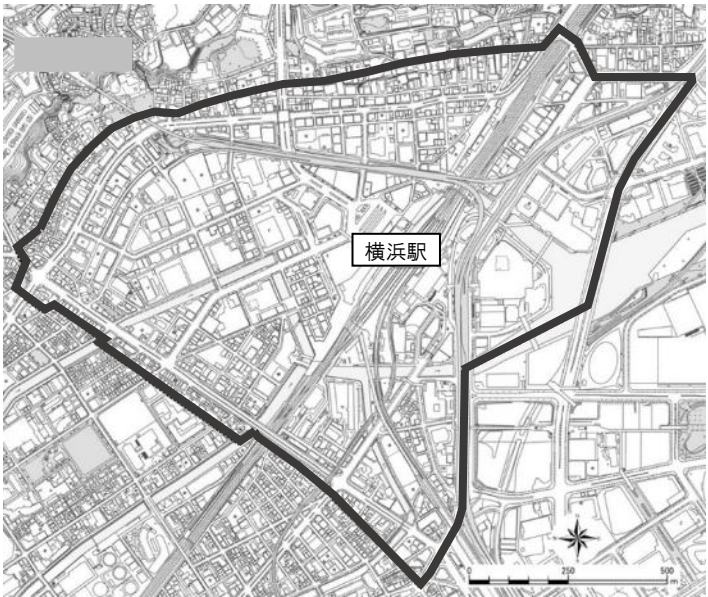
※建築物の敷地が2以上の①に掲げる地区又は地域内にわたる場合は、最も大きな面積を占める地区又は地域内に建築物があるものとみなします。（荷さばき車及び自動二輪車においても同様）【本条例第9条】

(2) 駐車場の台数【本条例第4条及び第6条】

下表④に掲げる用途の部分の床面積を、⑤に掲げる面積で除して得た台数を合計した数値の台数以上（小数点以下切上げ）となります。

④		⑤	
		駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
特定用途	百貨店その他の店舗	200㎡	200㎡
	事務所	—	250㎡
	倉庫、工場	—	400㎡
	その他の特定用途 (例：ホテル、病院など)	250㎡	250㎡

なお、「横浜駅周辺地区」については、本条例第4条ただし書及び本基準第2条に基づき、⑤に掲げる面積について別途定めています。「本条例第4条ただし書きに基づき市長が別に基準を定める地区（概要）」は次表のとおりです。

地区の範囲		
附置義務駐車場の 台数算定方法	④	
	百貨店その他の店舗、飲食店	300 m ²
	その他の特定用途（飲食店を除く。）	250 m ²

※「横浜駅周辺地区」及び「みなとみらい地区」（下表参照）では、平成28年9月1日から令和8年3月31日までの間、事務所の原単位（P5の⑤に掲げる面積）をそれぞれ「300 m²（横浜駅周辺地区）」「400 m²（みなとみらい地区）」とする基準あり

地区の範囲	
--------------	--

(3) 中小規模建築物に対する緩和【本条例第4条及び第6条】

建築物の延べ面積が6,000平方メートル未満の場合は、下表⑥による緩和率を(2)により算定された台数に乗じて得た台数以上（小数点以下切上げ）となります。

	⑥
駐車場整備地区又は商業地域 若しくは近隣商業地域	$1 - \frac{1,000\text{m}^2 \times (6,000\text{m}^2 - \text{建築物の延べ面積})}{6,000\text{m}^2 \times \text{②に掲げる面積} - 1,000\text{m}^2 \times \text{建築物の延べ面積}}$
周辺地区又は 自動車ふくそう地区	$1 - \frac{6,000\text{m}^2 - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$

(4) 大規模建築物に対する通減【本条例第5条】

下表⑦の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える場合は、下表⑧の部分の面積に、該当する通減率をそれぞれ乗じて得た面積の合計に、10,000平方メートルを加えて得た面積が附置義務台数の算定のための床面積となります。

	駐車場整備地区又は商業地域 若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区	
⑦	—	事務所	
⑧	—	⑦の用途に供する部分の床面積	通減率
		10,000㎡超 50,000㎡以下の部分	0.7
		50,000㎡超 100,000㎡以下の部分	0.6
		100,000㎡超の部分	0.5

(5) 車椅子使用者用駐車場の配置【本条例第11条第2項及び本規則第4条】

下表⑨の用途に係る下表⑩上段が下表⑩下段を超える場合は、乗用車の駐車場の台数のうち少なくとも1台以上は車椅子使用者用の駐車場としなければなりません。

⑨	⑩
博物館、美術館、病院、公会堂、集会場	当該用途に供する部分の床面積の合計
	1,000m ²
体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、遊技場、百貨店その他の店舗、飲食店、ホテル又は旅館	当該用途に供する部分のみに係る附置義務駐車場の駐車ますの面積の合計
	500m ²

※車椅子使用者用駐車場については、本条例での整備の有無にかかわらず、別途、横浜市福祉のまちづくり条例の協議が必要な場合があります。

2 荷さばき車の駐車場の附置義務

(1) 対象となる建築物【本条例第4条の2、第6条の2及び本基準第2条の2】

下表①に掲げる地区又は地域内において、②に掲げる面積が、③に掲げる面積を超える場合対象となります。また、同一敷地内の2以上の建築物は一の建築物とみなし(駐車場法第20条第3項)、台数算定時も同様とします。

ただし、建築物の敷地面積が1,000平方メートル未満の場合は、適用になりません。

①	駐車場整備地区又は商業地域 若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
②	特定用途(事務所、倉庫又は工場を含みます。)に供する部分の床面積	
③	3,000㎡	

(2) 駐車場の台数【本条例第4条の2及び第6条の2】

下表④に掲げる用途の部分の床面積を、⑤に掲げる面積で除して得た台数を合計した数値の台数以上(小数点以下切上げ)となります。

④		⑤
特定用途	百貨店その他の店舗	3,000㎡
	事務所	8,000㎡
	倉庫、工場	3,500㎡
	その他の特定用途(例:ホテル、病院など)	6,500㎡

※算定した台数が10台を超える場合は10台を上限台数とします。

※荷さばき車の駐車場の附置義務台数は、乗用車の駐車場の附置義務台数に含めることができます。

(3) 中小規模建築物に対する緩和【本条例第4条の2及び第6条の2】

建築物の延べ面積が6,000平方メートル未満の場合は、下表⑥による緩和率を(2)により算定された台数に乗じて得た台数(小数点以下切上げ)となります。

	⑥
駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	$1 - \frac{6,000\text{㎡} - \text{建築物の延べ面積}}{\text{建築物の延べ面積}}$
周辺地区又は自動車ふくそう地区	

(4) 大規模建築物に対する逓減【本条例第5条】

下表⑦の用途に供する部分の床面積が10,000平方メートルを超える場合は、下表⑧の部分の面積に、該当する逓減率をそれぞれ乗じて得た面積の合計に、10,000平方メートルを加えて得た面積が附置義務台数の算定のための床面積となります。

	駐車場整備地区又は商業地域 若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
⑦	事務所、倉庫、工場	事務所
⑧	⑦の用途のうちいずれか一の用途に供する部分の床面積	⑦の用途に供する部分の床面積
	逓減率	逓減率
	10,000㎡超 50,000㎡以下の部分	10,000㎡超 50,000㎡以下の部分
	50,000㎡超 100,000㎡以下の部分	50,000㎡超 100,000㎡以下の部分
	100,000㎡超の部分	100,000㎡超の部分
	逓減率	逓減率
	0.7	0.7
	0.6	0.6
	0.5	0.5

3 自動二輪車の駐車場の附置義務

(1) 対象となる建築物【本条例第4条の3及び第6条の3】

下表①に掲げる地区又は地域内において、②に掲げる面積が、③に掲げる面積を超える場合対象となります。また、同一敷地内の2以上の建築物は一の建築物とみなし(駐車場法第20条第3項)、台数算定時も同様とします。

①	駐車場整備地区又は商業地域 若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
②	特定用途（事務所、倉庫又は工場を除きます。）に供する部分の床面積	適用なし
③	2,000㎡	

(2) 駐車場の台数【本条例第4条の3及び第6条の3】

下表④に掲げる用途の部分の床面積を、⑤に掲げる面積で除して得た台数を合計した数値の台数以上（小数点以下切上げ）となります。

④		⑤
特定用途	百貨店その他の店舗	3,000㎡
	事務所	_____
	倉庫、工場	_____
	その他の特定用途（例：ホテル、病院など）	10,000㎡

(3) 中小規模建築物に対する緩和【本条例第4条の3及び第6条の3】

建築物の延べ面積が6,000平方メートル未満の場合は、下表⑥による緩和率を(2)により算定された台数に乗じて得た台数（小数点以下切上げ）となります。

	⑥
駐車場整備地区又は商業地域 若しくは近隣商業地域	$1 - \frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{建築物の延べ面積})}{5,000 \text{ m}^2 \times \text{建築物の延べ面積}}$

(4) 大規模建築物に対する通減【本条例第5条】

大規模建築物に対する通減の適用はありません。

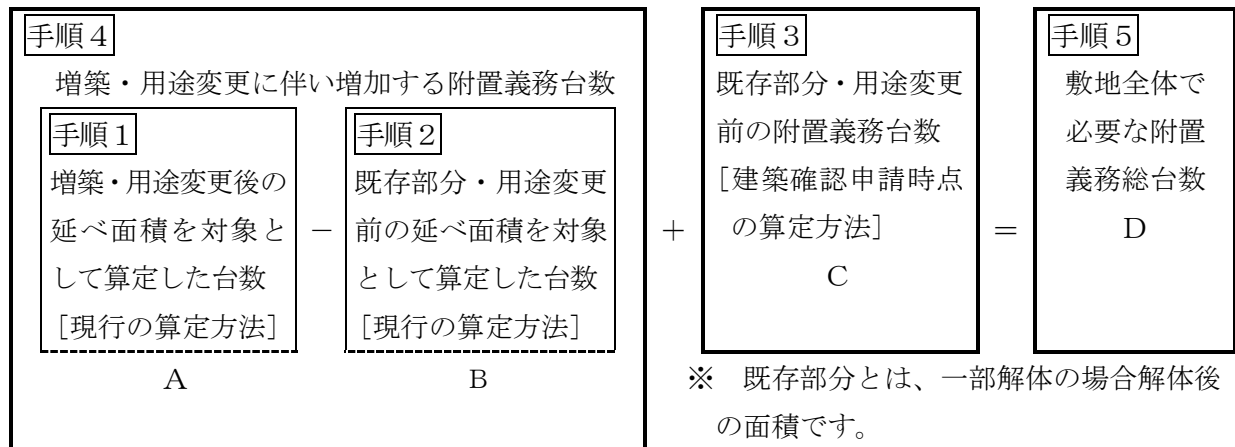
4 増築又は用途変更の場合【本条例第6条、第6条の2及び第6条の3】

(1) 乗用車の駐車場の算定

増築又は用途変更（特定用途に供する部分の床面積を増加するもので、大規模な修繕又は模様替を伴うものに限る。）を行う場合は、増築又は用途変更後の建築物の延べ面積を対象として台数を算定し、その台数から増築又は用途変更前の建築物の延べ面積を対象に算定した台数を差し引いた台数を、新たに附置義務駐車場として附置しなければなりません。

ただし、増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている駐車台数が、現行基準で算定した台数Aを上回る場合は、現行基準で算出した台数Aで附置義務基準を満たすことになります。

【計算例】



手順1

現行の算定方法で、増築又は用途変更後の建築物の延べ面積を対象として算定した台数・・・A

手順2

現行の算定方法で、増築又は用途変更前の建築物の延べ面積を対象として算定した台数・・・B

手順3

当時の算定方法で、増築又は用途変更前の建築物の延べ面積を対象として算定した台数・・・C
 （既存部分・用途変更前の附置義務台数）

手順4

新たに附置しなければならない台数：A－B

手順5

増築又は用途変更後の敷地全体で必要な台数：D ≧ A－B＋C

(2) 荷さばき車及び自動二輪車の駐車場の算定

増築又は用途変更を行う場合の荷さばき車及び自動二輪車の駐車場の算定については、乗用車の駐車場の算定と同じです。

※平成19年12月1日以降、新築、増築又は用途変更を行う建築物について、荷さばき車及び自動二輪車の駐車場の設置が義務付けられました。そのため、平成19年11月30日以前に新築、増築又は用途変更を行った建築物については、荷さばき車及び自動二輪車の駐車場の設置が義務付けられていないため、**手順3**のCの台数は0台となります。

<参考>乗用車駐車場の附置義務台数算定方法の経緯（赤字が改正部分）

公布日（施行日）	対象区域	適用規模	台数算定基準（原単位）	
昭和38年10月5日 条例第33号 （昭和39年4月5日）	駐車場整備地区 及び商業地域	【特定用途】 2,000 m ² 超 【非特定用途】 3,000 m ² 超	【特定用途】 延べ面積－2,000 m ² 300 m ²	【非特定用途】 延べ面積－3,000 m ² 450 m ²
	周辺地区及び 自動車ふくそう 地区	【特定用途】 3,000 m ² 超	【特定用途】 延べ面積－3,000 m ² 450 m ²	【非特定用途】 不 要
昭和39年9月30日 条例第104号 （同日施行）	同 上	同 上	同 上	同 上
昭和48年12月25日 条例第80号 （昭和49年1月1日）	駐車場整備地区 及び商業地域 若しくは近隣商 業地域	【特定用途】 <u>1,500</u> m ² 超 【非特定用途】 3,000 m ² 超	【特定用途】 延べ面積－ <u>1,500</u> m ² 300 m ²	【非特定用途】 延べ面積－3,000 m ² <u>300</u> m ²
	周辺地区及び 自動車ふくそう 地区	【特定用途】 3,000 m ² 超	【特定用途】 延べ面積－3,000 m ² <u>300</u> m ²	【非特定用途】 不 要
平成3年12月15日 条例第70号 （平成4年4月1日）	駐車場整備地区 及び商業地域 若しくは近隣商 業地域	【特定用途・複合】 <u>1,000</u> m ² 超 【非特定用途】 <u>2,000</u> m ² 超 ※複合における非 特定用途面積は 0.5倍換算	百貨店・店舗・事務所	床面積 <u>200</u> m ² に1台
			倉庫・工場	<u>200</u> m ²
			その他の特定用途	<u>250</u> m ²
			非特定用途	<u>300</u> m ²
	周辺地区及び 自動車ふくそう 地区	【特定用途】 <u>2,000</u> m ² 超	共同住宅、長屋等	住戸数の3/10
			百貨店・店舗・事務所	床面積 <u>200</u> m ² に1台
			倉庫・工場	<u>250</u> m ²
平成19年5月31日 条例第39号 （平成19年12月1日）	駐車場整備地区 及び商業地域 若しくは近隣商 業地域	同 上	その他の特定用途	<u>250</u> m ²
			非特定用途	<u>550</u> m ²
	周辺地区及び 自動車ふくそう 地区	同 上	百貨店・店舗・事務所	床面積 200 m ² に1台
			倉庫・工場	<u>300</u> m ²
			その他の特定用途	250 m ²
平成28年2月25日 条例第17号 （平成28年3月1日）	駐車場整備地区 及び商業地域 若しくは近隣商 業地域	同 上	百貨店・店舗	床面積 200 m ² に1台
			事務所・倉庫・工場	<u>250</u> m ²
			その他の特定用途	250 m ²
			非特定用途	550 m ²
	周辺地区及び 自動車ふくそう 地区	同 上	百貨店・店舗	床面積 200 m ² に1台
			倉庫・工場	300 m ²
			事務所・その他の特 定用途	250 m ²

※【中小規模建築物（6,000 m²未満）に対する緩和】及び【大規模建築物（10,000 m²超）に
対する通減】（7ページ参照）は、平成3年改正において規定化

※「横浜駅周辺地区」及び「みなとみらい地区」における台数算定基準（6ページ参照）は、
平成28年改正において規定化（施行は平成28年9月1日）

【条例の改正経緯に関するお問合せ先】道路・交通政策局交通政策課 045-671-3853

5 適用除外となる建築物【本条例第8条及び本規則第2条】

次のいずれかに該当する建築物については、附置義務の対象外となります。

- ◇建築基準法第85条に規定する仮設建築物
- ◇新たに駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域、周辺地区又は自動車ふくそう地区に指定された地区又は地域内で、指定された日から起算して6箇月以内に新築又は増築若しくは用途変更の工事に着手する建築物

このほか、令和8年2月の駐車場条例改正によって適用対象に該当しなくなった既存建築物も附置義務（駐車場条例第12条に基づく維持管理）の対象外となり、駐車場台数の減少や駐車場の除却を行うことができます。ただし、自動車車庫による容積率の緩和を適用している場合、容積率の規定に適合する必要があるほか、別の建築用途に転用する場合は建築基準法による用途変更の確認申請の手続が必要になります。

また、令和8年2月の駐車場条例改正により適用対象に該当しなくなった既存建築物が駐車場条例第10条第1項に規定する附置の特例（隔地化）を行っている場合、隔地先の駐車施設等を廃止することができ、隔地先の駐車施設の廃止の有無に関わらず、本条例第12条の2に基づく定期報告書の提出及び現地における表示板の掲出の義務がなくなります。

この場合、駐車場条例第7条に基づく設置の変更の届出は必要ありませんが、「附置義務駐車施設等の廃止又は縮小の申出書」（市ウェブページにて掲載）により道路・交通政策局交通政策課まで申し出ていただきますようお願いいたします（提出部数：1部。内容確認後、押印した写しを返却します。）

令和8年2月改正（令和8年4月1日施行）により適用対象に該当しなくなった建築物は次のとおりです。

- ①駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内における、事務所、倉庫、工場又は非特定用途のみで構成される建築物（荷さばき車の駐車場附置義務の適用を受けるものを除く。）
- ②駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内における、特定用途（事務所、倉庫又は工場を除く。）の部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えない建築物

当該物件が上記の①②のいずれかに該当するか否かは、市ウェブページにて掲載の「横浜市駐車場条例 適用判定シート」により各自で御確認ください。

6 附置義務駐車場の管理【本条例第12条】

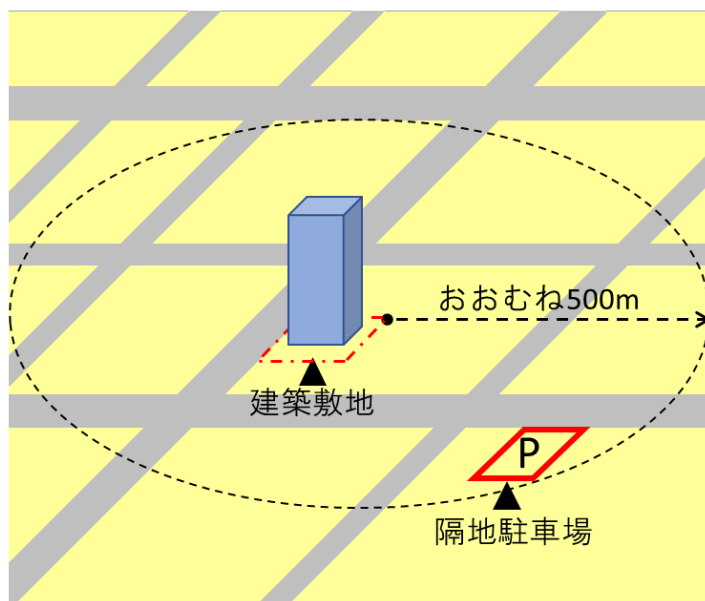
附置義務駐車場（附置の特例による敷地外駐車場を含みます。）の所有者又は管理者は、当該駐車場を設置の目的に適合するように管理しなければなりません。

第3章 附置の特例

1 敷地外駐車場（隔地）の特例【本条例第10条第1項】

附置義務駐車場は、原則として建築物又は建築物の敷地内に設置しなければなりません。交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合には、建築物の敷地からおおむね500メートル以内の敷地外駐車場に附置義務駐車場の全部又は一部を設置（隔地化）することができます。（ただし、車椅子使用者用駐車場については、隔地化することはできません。）

特例を受けるためには、市長に承認申請を行わなければなりません。手続については、本解説書第5章を御確認ください。



2 敷地外駐車場の要件【本基準第5条】

敷地外駐車場は、申請者（承認を受けようとする者）が所有する土地の場合、屋外に設置することができますが、申請者が所有する土地でない場合は、建築物の全部若しくは一部に設置する駐車場又は機械式駐車場、申請者が正当な権原に基づき使用することができるものに限り、ます。

3 敷地外駐車場の特例の表示【本基準第7条】

条例第10条第1項に基づき敷地外駐車場を設置する者は、この特例を受けた建築物の敷地内の見やすい箇所に、敷地外駐車場の特例を受けた建築物である旨を記載した板（本基準による別記様式、26ページ）を表示する必要があります。また、板の材質は、耐候性及び耐久性があるものとし、堅固に固定する必要があります。

なお、店舗等不特定多数の者が利用する建築物においては、この表示とは別に、視認性の高い看板等により、敷地外駐車場に円滑に案内する措置を講じるようお願いします。

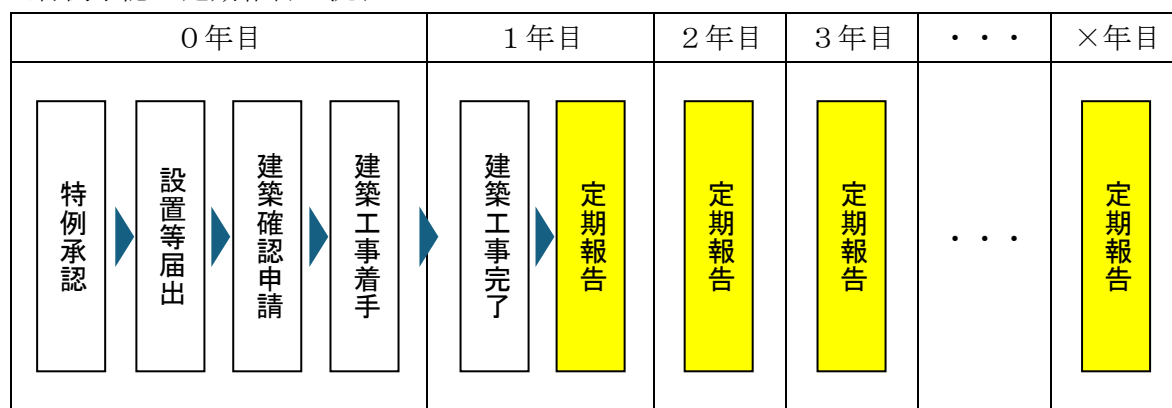
4 敷地外駐車場に関する定期報告【本条例第 12 条の 2】

平成 19 年の本条例の改正の施行日（12 月 1 日）以降に建築工事着手の本条例第 10 条第 1 項の規定に関する特例の承認を受けた者は、毎年度、適切に維持管理している状況について定期報告書（本基準に定める第 11 号様式、38 ページ）により市長に報告しなければなりません。

定期報告書は、毎年度 1 回（「初年度：附置義務対象建築物の工事の完了時」及び「翌年度以降：12 月末までに」）1 部提出してください。特に、「初年度：附置義務対象建築物の工事の完了時」については、本条例が建築基準法の関係規定であり敷地外駐車場の確保が検査事項になっていることから、建築基準法による完了検査申請書の提出前に報告書を提出し、敷地外駐車場確保の確認を受けてください。また、敷地外駐車場が申請者が所有する土地でない場合は「正当な権原を有することを証する書類（賃貸借契約書等）」も添付してください。

定期報告書の提出部数は 1 部で、提出先は道路・交通政策局交通政策課です。（特例承認の申請窓口とは異なります。）

※特例承認～定期報告の流れ



なお、本特例の承認を受けた後、附置義務対象の建築物を除却した場合や条例改正により附置義務の適用対象外になった場合などにより、定期報告する必要がなくなった場合は、「附置義務駐車施設等の廃止又は縮小の申出書」（市ウェブページにて掲載）により道路・交通政策局交通政策課まで申し出ていただきますようお願いいたします（提出部数：1 部。内容確認後、押印した写しを返却します。）

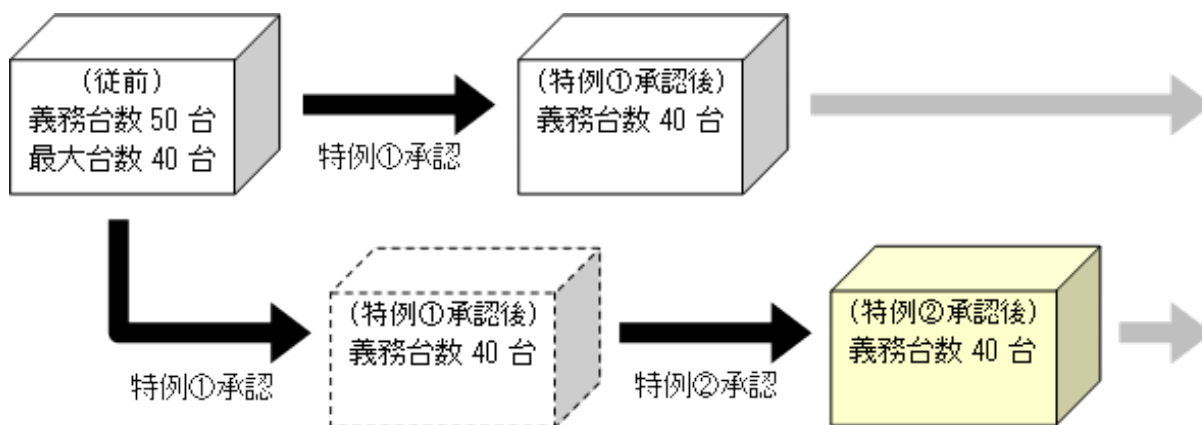
5 駐車場の利用実態による特例【本条例第10条第4項、第5項及び第7項】

設置した附置義務駐車場の一部が利用されていないことが明らかであり、かつ、今後も利用されることが見込まれないと市長が認めたときは、直近1年間における最も利用された時（時間帯）の駐車台数まで附置義務台数を減少させることができます。また、この特例（以下「利用実態特例」といいます。）は建替においても適用できます。

利用実態特例を受けるためには、市長に承認申請を行わなければなりません。

詳しくは、「横浜市駐車場条例による利用実態特例申請ガイドブック」を御覧ください。

<適用のイメージ>



【特例①】既設建築物において駐車施設等の利用実態に基づき附置義務台数を緩和する特例

【特例②】特例①の承認内容（附置義務台数の緩和）を建替において適用（継承）する特例

6 駐車場の利用に関する実績報告【本条例第12条の3】

利用実態特例の承認を受けた者は、特例を適用して附置台数を減少させてから（駐車場の供用開始から）5年間継続して実際の駐車場の利用状況を調査し、調査結果を実績報告書（本基準に定める第12号様式、40ページ）により市長に報告しなければなりません。

詳しくは、「横浜市駐車場条例による利用実態特例申請ガイドブック」を御覧ください。

第4章 附置義務駐車場の規模・構造

※この章の規定は、附置義務台数部分に適用します。

1 駐車ますの大きさ

(1) 乗用車及び車椅子使用者用駐車場【本条例第11条第1項及び第2項】

乗用車及び車椅子使用者用駐車場の駐車ますの大きさは、駐車台数1台につき、次のとおりとし、安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければなりません。

また、機械式駐車場については、駐車場法施行令第15条に規定する大臣認定を受けたものに限る、車椅子使用者のための機械式駐車場については、併せて公益社団法人 立体駐車場工業会の車椅子使用者対応証明が必要です。

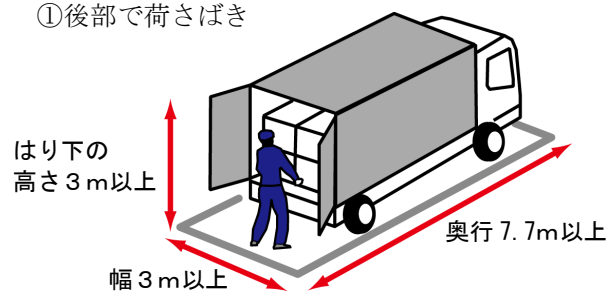
	乗用車駐車場	車椅子使用者用駐車場
平面駐車場の 駐車ますの大きさ	幅 2.3m×奥行 5.0m以上	幅 3.5m×奥行 6.0m以上
機械式駐車場の 収容可能な車の大きさ	幅 1.7m×奥行 4.7m以上	駐車場法施行令第 15 条に規定する 大臣認定及び公益社団法人 立体駐 車場工業会の車椅子使用者対応証明

(2) 荷さばき車駐車場【本条例第11条第3項】

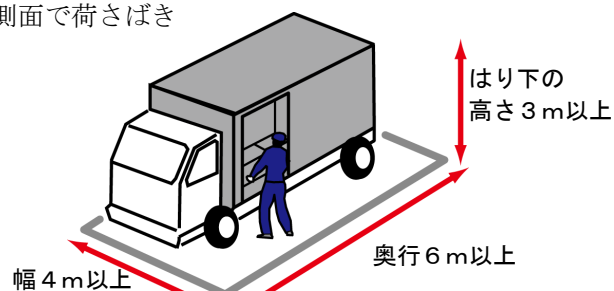
荷さばき車駐車場の駐車ますの大きさは、駐車台数1台につき、次の①又は②のいずれかとし、安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければなりません。

	①後部で荷さばき	②側面で荷さばき
駐車ますの大きさ	幅 3.0m×奥行 7.7m以上	幅 4.0m×奥行 6.0m以上
はり下の高さ	3.0m以上	

①後部で荷さばき



②側面で荷さばき



また、はり下の高さについては、駐車場の出入口から荷さばき駐車場の駐車ますまでの車路についても円滑に出入りさせることができるものとして少なくとも3.0m以上のはり下の高さがが必要です。

(3) 自動二輪車駐車場【本条例第11条第4項】

自動二輪車の駐車ますの大きさは、駐車台数1台につき、次のとおりとし、自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければなりません。

	自動二輪車駐車場
駐車ますの大きさ	幅 1.0m×奥行 2.3m以上
機械式駐車場の収容可能な車の大きさ	幅 0.9m×奥行 2.3m以上

2 出入口の設置禁止位置【本規則第5条】

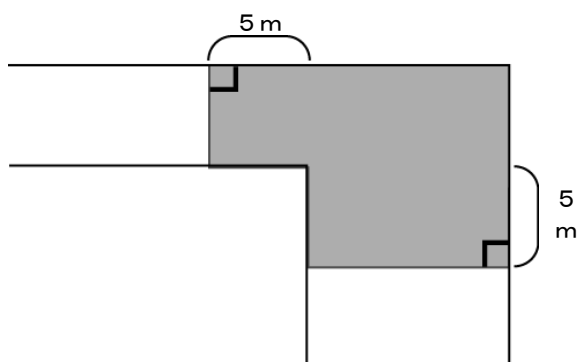
同一敷地内にある駐車ますの面積の合計が50平方メートル以上の駐車場は、次の位置には出入口の設置を禁止しています。

- ◇幅員6メートル（駐車ますの面積の合計が150平方メートル未満の駐車場については、4メートル）未満の道路
- ◇縦断こう配が100分の12を超える道路
- ◇道路（幅員6メートル以上）の交差点又は曲がり角（内角 120度以下）から5メートル以内の当該道路
- ◇踏切から10メートル以内の当該道路
- ◇乗合自動車の停留所から10メートル以内の当該道路
- ◇幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校又は児童福祉施設等の用途に供する建築物の敷地の出入口から10メートル以内の当該道路

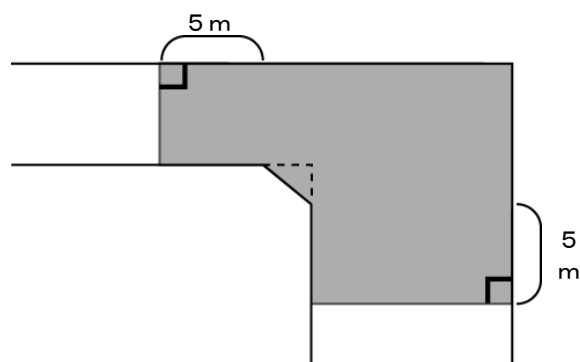
交差点・曲がり角から 5メートルの測り方

車道のすみ切りの端から5メートルを測ります。
また、すみ切りが曲線である場合も同様です。

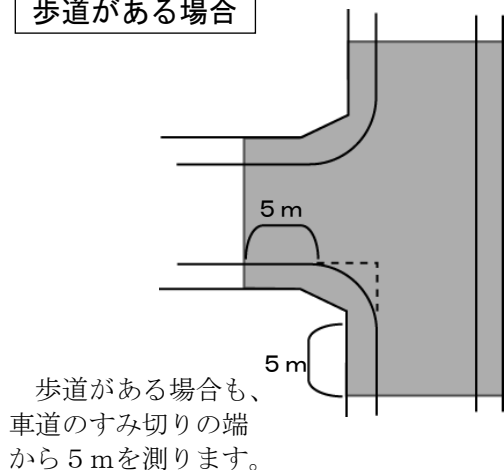
すみ切り無しの場合



すみ切りありの場合

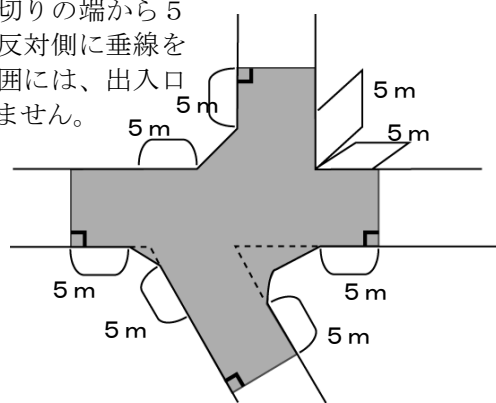


歩道がある場合



交差点・曲がり角から5メートルの範囲

車道すみ切りの端から5mをとり、反対側に垂線を下ろした範囲には、出入口を設置できません。



※上記の規定以外であっても、歩道橋付近などの見通しの悪い部分や横断歩道、その他危険の度合いが高い部分には、出入口を設置しないようにしてください。

※駐車ますの面積の合計が500平方メートル以上、かつ、一般公共の用に供する駐車場については、駐車場法及び駐車場法施行令の規定も適用されますので御注意ください。

【駐車場法担当部署：道路・交通政策局交通政策課】

3 車路の幅員【施行規則第5条の2】

(1) 車路の幅員

車路の幅員は、同一敷地内にある駐車ますの面積の合計に応じて、次のとおり定めています。

駐車ますの面積の合計	車路の幅員	
	相互通行の場合 (L)	一方通行の場合 (ℓ)
50 m ² 以上 150 m ² 未満	4.5m以上	2.5m以上
150 m ² 以上 500 m ² 未満	5.0m以上	3.0m以上
500 m ² 以上	5.5m以上	3.5m以上

※「車路」とは、駐車スペースと道路との間で自動車が停車又は転回できる場所を指します。

このため上記の幅員のほか、車が停車又は転回できる奥行きが必要です。

※機械式駐車場の場合の駐車ますの面積は、パレットあるいはケージの面積とし、算定が困難なものは、乗用車1台当たり12平方メートルとみなして算定します。

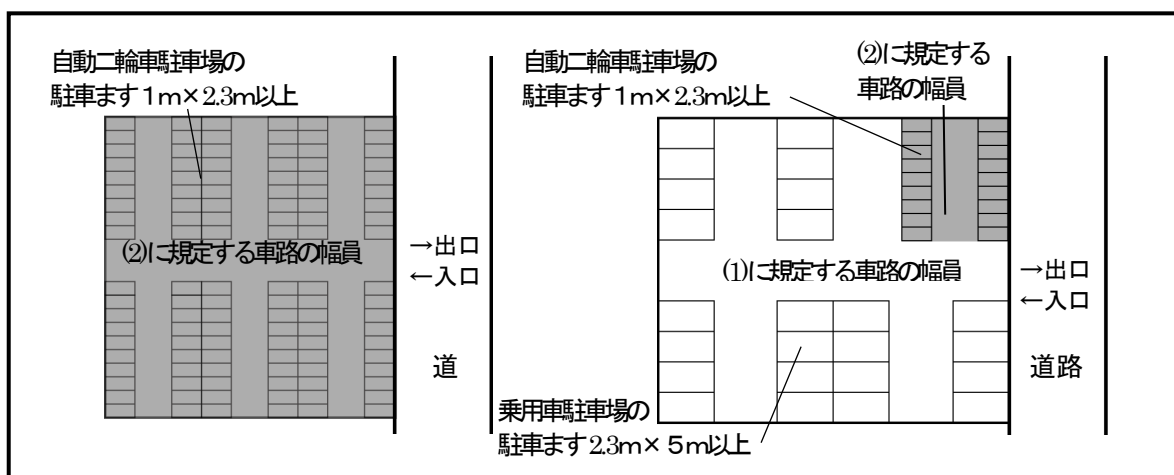
(2) 専ら自動二輪車が走行する車路の幅員

自動二輪車のみが走行する駐車場又はその部分の車路の幅員は、同一敷地内にある自動二輪車の駐車ますの面積の合計に応じて、次のとおり定めています。

自動二輪車の 駐車ますの面積の合計	車路の幅員	
	相互通行の場合	一方通行の場合
10 m ² 以上 100 m ² 未満	3.0m以上	2.25m以上
100 m ² 以上	3.5m以上	

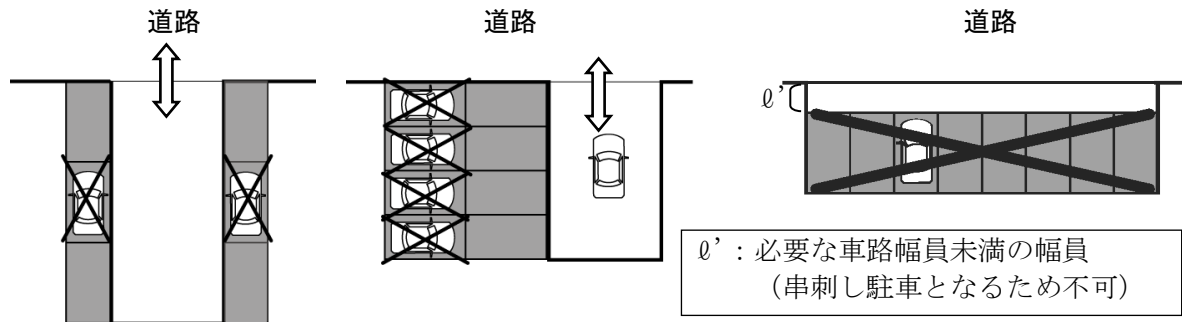
※自動二輪車の使用にも対応する機械式駐車場の場合の駐車ますの面積は、駐車用の供する部分に該当する車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定の容易なものについてはその面積によるものとし、その算定が困難なものについては、当該車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などを一つにつき12平方メートルとみなして算定します。

※自動二輪車のみが走行する駐車場又はその部分とは、次のような場合をいいます。



※駐車場は、乗用車、荷さばき車及び自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければなりません。

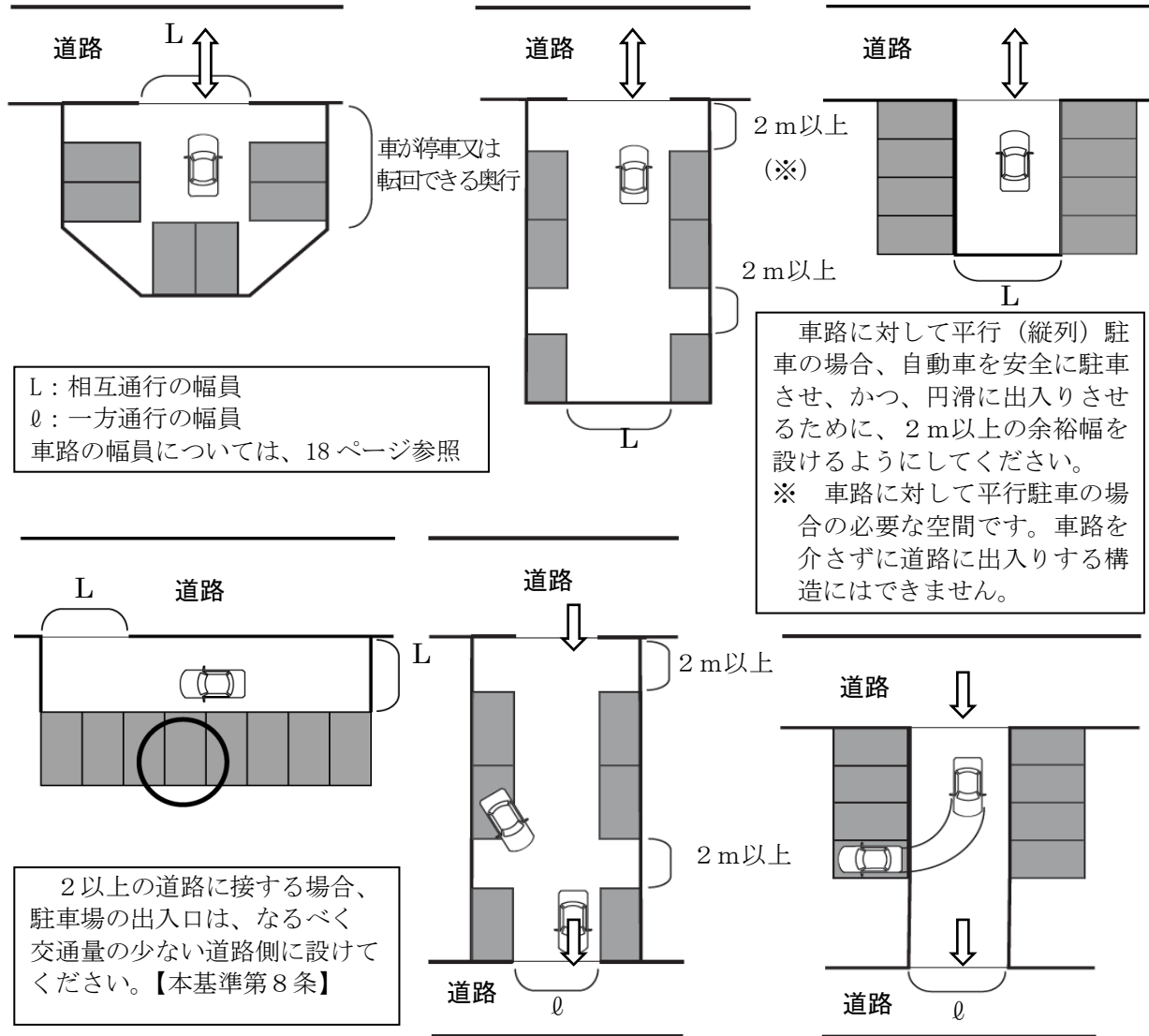
× 設置できない配置例



自走式の駐車場については、駐車中の他の自動車を移動することなく、敷地内で駐車及び出庫のための移動、待機、転回等ができるようにしてください。

また、駐車ますの面積の合計が 50 m²以上の敷地では、車路の設置が必要となります（駐車ますから道路に直接出入りする構造（串刺し駐車）にはできません）。

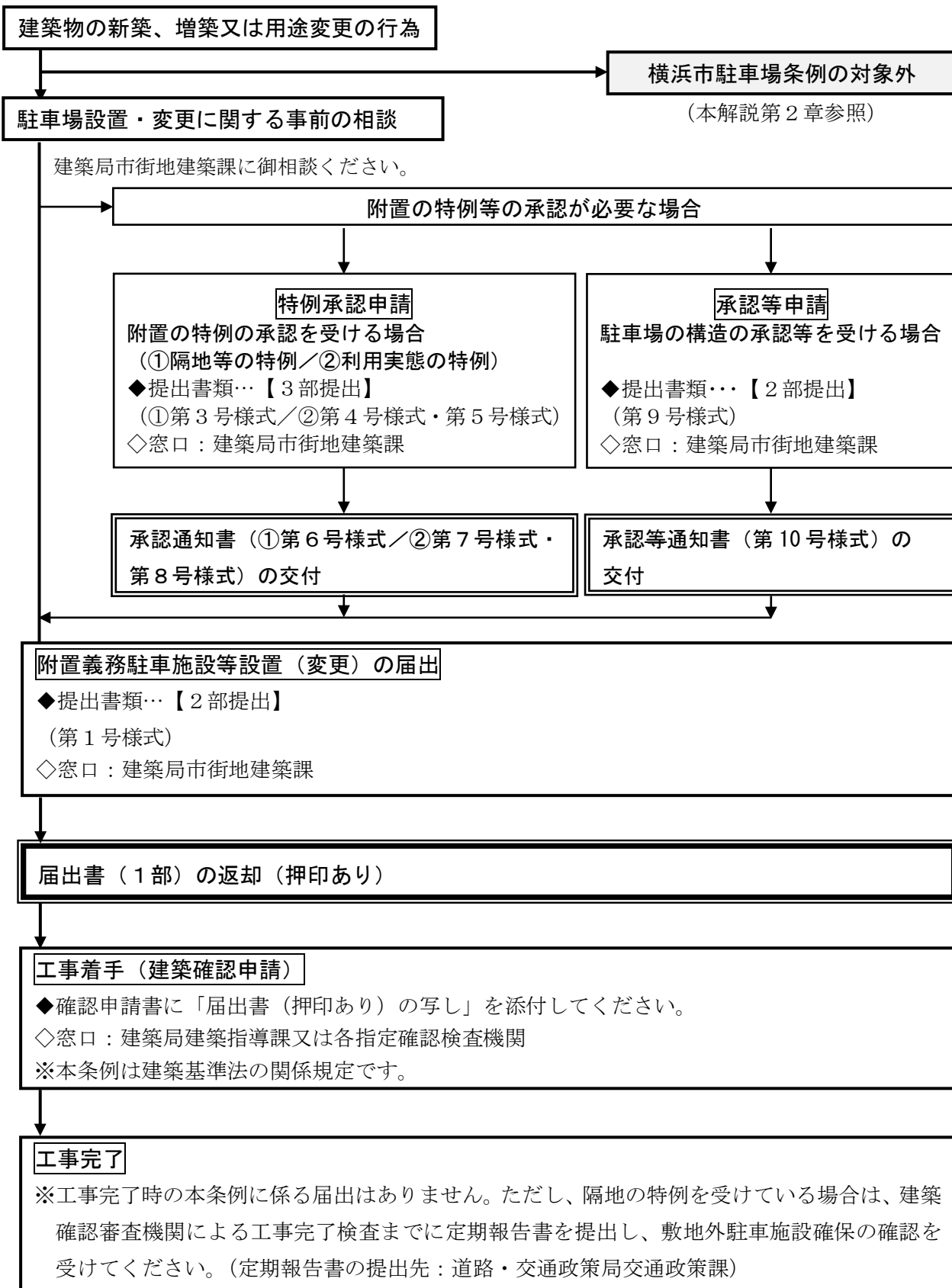
◎ 設置できる配置例



第5章 手続

1 手続の流れ

本条例は、建築基準関係規定である駐車場法第20条に基づくもので、建築確認と密接な関係があります（建築基準法施行令第9条第6号）。手続の流れは、おおむね次のとおりです。



2 届出・申請等の手続

(1) 設置等の届出【本条例第7条、本規則第6条】

附置義務駐車場を設置する場合は、建築主は、当該駐車場の位置、規模及び構造について、建築確認申請前に、本基準に定める第1号様式（24 ページ。以下「届出書」という。）により届け出なければなりません。また、届け出た内容（駐車場の位置、規模及び構造に係る事項に限る。）を変更しようとする場合も、同様式により変更の届出を行わなければなりません。

届出書は、第1号様式の備考に記載の図書（詳細は、本解説第5章3参照）並びに各種承認を受けた場合はその通知書を添付の上、2部提出してください。

届出書のうち1部は市による届出内容の確認後に押印して返却しますので、建築確認申請時に本条例の審査証明として確認申請書に写しを添付してください。また、変更の届出等の際に必要なになりますので、建築物を除却するまで大切に保管してください。

(2) 附置の特例の承認の申請【本条例第10条第7項、本規則第7条第1項】

本条例第10条に規定する附置の特例を受ける場合は、建築主（同条第4項に規定する附置の特例は附置義務駐車場の所有者又は管理者）は、本規則第7条第1項の規定に従い、設置等の届出に先立って、本基準に定める様式により附置の特例の承認を申請し、市長から承認の通知を受けなければなりません。また、承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様式により変更の承認申請をし、市長から変更の承認通知を受けなければなりません。

承認の申請書は、各特例に応じ、申請書に記載の図書（詳細は、本解説第5章3参照）を添付の上、3部提出してください。

<特例に係る申請書の様式>

◇本条例第10条第1項から第3項又は第6項に規定する特例>

本基準による第3号様式（27 ページ）

◇本条例第10条第4項に規定する特例>

本基準による第4号様式（29 ページ）

◇本条例第10条第5項に規定する特例>

本基準による第5号様式（32 ページ）

申請書のうち1部は、市からの承認又は不承認の通知書の交付時に押印して返却します。

なお、本解説第3章5の利用実態特例については、別途、「横浜市駐車場条例による利用実態特例申請ガイドブック」を参照してください。

(3) 構造の承認等の申請【本条例第11条第5項及び本規則第5条第3項、本規則第7条第3項】

附置義務駐車場が機械式駐車場となる場合や附置義務駐車場の出入口について本規則第5条第1項及び第2項によらない場合など構造等について市長の承認等を受けなければならない場合は、設置等の届出に先立って、本基準で定める第9号様式（36 ページ）により承認等を申請し、市長から承認等の通知を受けなければなりません。

承認等の申請書は、申請書に記載の図書（詳細は、本解説第5章3参照）を添付の上、2部提出してください。（附置の特例と併用の場合は、同時に申請を行ってください。）

申請書のうち1部は、市からの承認又は不承認の通知書の交付時に押印して返却します。

3 届出・申請等に必要な添付図書

届出・申請等に必要な添付図書及び各図書に明示すべき事項は次表のとおりです。

なお、必要に応じて、下表の図書以外にも求める場合があります。

(1) 設置等の届出・附置の特例の承認申請書・構造等の承認申請書の全てに添付する図書

図書の名称		標準縮尺	備考（明示すべき事項ほか）
付近見取図※ ¹		1/2500 以上	・縮尺、方位 ・建築物及び駐車施設等の敷地の位置（赤枠） ・道路及び目標となる地形地物
配置図※ ¹		1/500 以上	・縮尺、方位 ・建築物及び駐車施設等の敷地境界線 ・道路及び目標となる地形地物 ・建築物の位置 ・駐車施設等の位置（赤枠） ・駐車ますの位置及び形状寸法並びに駐車場台数（各駐車ますに附番） ・駐車施設等の出入口 ・駐車施設等の車路の幅員※² ・駐車場施設等の出入口からの同心円（5m・10m）※² ・駐車場施設等の出入口が接する道路の幅員及び勾配※² ・駐車施設等の出入口から水平距離20m以内に存する幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び児童福祉施設等の用途に供する建築物の出入口並びに踏切及び乗合自動車の停留所※²
各階平面図※ ¹		1/200 以上	・縮尺、方位 ・各室の用途及び形状寸法 ・駐車施設等の位置（赤枠） ・駐車ますの位置及び形状寸法並びに駐車場台数（各駐車ますに附番） ・駐車施設等の車路の幅員※²
その他必要図書	台数算定表	—	・本条例上の地域又は地区に応じて(1)又は(2)を添付
	都市計画図	1/500 以上	・本条例による附置義務区域及び建築基準法による道路種別を明示したもの ・建築物の敷地を赤枠で明示してください。 ・iマッピを印刷したものでも可（その場合は、敷地についての詳細情報を明示したものとしてください。）
	建築物の面積表	—	・各室の床面積（専用部分及び共用部分）を明示してください。
	建築物の断面図	1/200 以上	・荷さばき車駐車場の附置義務の適用がある場合のみ ・梁下の高さを明示してください。
	敷地の面積表	—	・敷地が2以上の本条例上の地域又は地区に跨る場合のみ ・本条例上の地域又は地区ごとの面積

※¹ 建築物と駐車施設（建築物に係る図面にまとめられる場合は省略可）のそれぞれについて作成

※² 附置義務駐車施設に係るますの面積の合計が50㎡の場合のみ

(2) 附置の特例の承認申請書・構造の承認等申請書の全てに添付する図書

ア 隔地等の特例の承認申請書

- ・駐車施設等使用承諾書（本基準に定める第2号様式別紙）

イ 利用実態特例の承認申請書

※「横浜市駐車場条例による利用実態特例申請ガイドブック」参照

ウ 構造の承認等申請書（機械式駐車場の承認を受ける場合）

- ・機械式駐車場装置の仕様書及び大臣認定証の写し

※当該装置の設置工事時期が認定期間内であることを確認してください。

- ・公益社団法人 立体駐車場工業会による車椅子使用者対応証明（車椅子区画を含む場合）

4 承認に係る審査基準及び標準処理期間

(1) 審査基準

附置の特例の承認申請については、行政手続法（平成5年法律第88号）及び横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）第5条に基づき、本基準において審査基準を次のとおり定めています。

許認可等事項名	根拠条項	審査基準
隔地による駐車施設等の附置の特例	本条例第10条第1項	本基準第5条
2以上の建築物のために一団として設ける場合の駐車施設等の附置の特例	本条例第10条第2項	本基準第5条 本基準第8条
利用実態による附置義務台数の特例	本条例第10条第4項	本基準第9条
利用実態による附置義務台数の特例の建替への適用の特例	本条例第10条第5項	本基準第10条 本基準第11条

(2) 標準処理期間

附置の特例の承認申請及び構造の承認等申請については、横浜市行政手続条例第6条に基づき、標準処理期間（申請がなされてから処分をするまでに通常要すべき標準的な期間）を次のとおり定めています。

根拠条例等	根拠条項	許認可等に係る事務	標準処理期間
本条例	第10条第1項	隔地による駐車施設等の附置の特例承認	10日
	第10条第2項	2以上の建築物のために一団として設ける場合の駐車施設等の附置の特例承認	
	第10条第3項	別途で都市計画駐車場を建設する場合の駐車施設等の附置の特例承認	
	第10条第4項	利用実態による附置義務台数の特例承認	30日
	第10条第4項	利用実態による附置義務台数の特例の建替への適用の特例承認	
	第10条第6項	共同荷さばき場の整備等をする場合の駐車施設等の附置の特例承認	10日
本規則	第11条第5項	特殊な形態の駐車施設等の承認	
	第3条第2項 ただし書き	本条例第10条第3項の規則で定める限度の承認	
	第5条第3項	駐車施設等の出入口の位置の承認	

第1号様式(第4条)

附置義務駐車施設等設置(変更)届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

住 所

届出者氏名

電 話

(担当者氏名及び連絡先)

)

横浜市駐車場条例第7条の規定により次のとおり届け出ます。

用 途 地 域	☐ 商業 ☐ 近隣商業 ☐ 工業 ☐ 準工業 ☐ 工業専用 ☐ 準住居 ☐ 一種住居 ☐ 二種住居 ☐ 一中高住専 ☐ 二中高住専 ☐ 一低住専 ☐ 二低住専					
地 区 の 区 分	☐ 駐車場整備地区 (地区) 又は商業地域若しくは近隣商業地域 ☐ 周辺地区又は自動車ふくそう地区					
建 築 物	名 称					
	位 置	横浜市 区				
	用 途	☐ 百貨店その他の店舗(☐ 大店立地法該当) ☐ 事務所 ☐ 倉庫 ☐ 工場 ☐ その他特定用途 () ☐ 共同住宅 ☐ 特定用途外 () ☐ 自動車車庫				
	規 模	敷 地 面 積	m ²	延 べ 面 積	m ²	
				(共 同 住 宅 等)	(m ²)	
			(自 動 車 車 庫 等)	(m ²)		
工 事 の 種 別 及 び 期 間	☐ 新 築 ☐ 増 築 ☐ 用途変更 ☐ そ の 他		着 手 予 定 年 月 日	年 月 日		
			完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
駐 車 施 設 等	位 置	横浜市 区				
	車 種 区 分	乗 用 車	(車椅子用)	荷さばき車	自動二輪車	形 態
	設 置 台 数	台	(台)	台	台	☐ 平 面
	附置義務台数	台	(台)	台	台	☐ 立 体 (☐ 自走式 ☐ 機械式)
	敷地外台数	台	(一 台)	台	台	☐ 地 下 (☐ 自走式 ☐ 機械式)
変更の概要【変更前の届出の受付年月日・番号： 年 月 日・第 一 号】						

(注意)

- 1 建築物及び駐車施設等の付近見取図、配置図及び各階平面図を添付してください。
- 2 その他市長が審査上必要と認める図書を添付してください。
- 3 提出書類は、すべてA4(図面は折込み)の大きさとし、左とじとしてください。

横 浜 市 処 理 印

附 置 義 務 駐 車 施 設 等 に 関 す る 調 書

単位：台

		乗 用 車		荷さばき車		自動二輪車	
		設置台数	増△減	設置台数	増△減	設置台数	増△減
平 面							
立 体	自 走 式						
	機 械 式						
地 下	自 走 式						
	機 械 式						
合 計							

※表内の「増減」は、変更の届出の場合に、変更前からの増減を記入してください。

敷 地 外 駐 車 施 設 等 の 表 示 板

	50cm 以上		
30 cm 以 上	1 本建築物は、横浜市駐車場条例第10条第 1 項（敷地外 駐車施設等）の規定に該当する建築物である。		
	2 承認年月日 年 月 日		
	3 敷地外駐車施設等の設置場所		
	区 町 番地		
	4 敷地外駐車台数	駐車施設	台
	荷さばき駐車施設	台	
	自動二輪車専用駐車施設	台	

敷地外駐車施設等設置特例（変更）承認申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

住 所
申 請 者 氏 名
電 話
（担当者氏名及び連絡先）

横浜市駐車場条例第10条 項の規定に基づき(1)の建築物に係る附置義務駐車施設等を(2)の駐車施設等に設置することについて、同条第7項の規定により承認を申請します。

地 区 の 区 分		☐ 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域 ☐ 周辺地区又は自動車ふくそう地区			
(1) 建 築 物	名 称				
	位 置	横浜市 区			
	用 途				
	延 べ 面 積	㎡（うち附置義務対象床面積）㎡			
	附 置 義 務 台 数	乗 用 車（車 椅 子 用）	荷 さ ば き 車	自 動 二 輪 車	
		台（台）	台	台	
工 事 の 種 別 及 び 期 間	☐ 新 築	☐ 増 築	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
	☐ 用途変更	☐ そ の 他	完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
(2) 駐 車 施 設 等	名 称				
	位 置	横浜市 区			
		(1)の建築物の敷地からの距離： m			
	管 理 者	住 所			
		氏 名			
	土 地 所 有 者	☐ (1)の建築物の建築主 ☐ (2)の駐車施設等の管理者 ☐ 左記以外の者			
	特 例 台 数	乗 用 車	荷 さ ば き 車	自 動 二 輪 車	
台		台	台		
形 態	☐ 建築物外（平面） ☐ 建築物内（ ☐ 立体自走式 ☐ 立体機械式 ☐ 地下自走式 ☐ 地下機械式）				

- （注意）
- (1)の建築物及び(2)の駐車施設等の付近見取図、配置図及び各階平面図を添付してください。
 - (2)の駐車施設等の権利関係を証するための書類（登記事項証明書等）を添付してください。
 - (2)の駐車施設等の土地所有者が(1)の建築物の建築主と異なる場合は、駐車施設等使用承諾書（第3号様式別紙）を添付してください。
 - その他市長が審査上必要と認める図書を添付してください。
 - 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

横 浜 市 受 付 印

駐 車 施 設 等 使 用 承 諾 書

私は、下表のとおり、私が管理する(1)の駐車施設等を、(2)の者が、(3)の建築物の附置義務駐車施設等として使用することについて、(2)の者から横浜市駐車場条例に関する説明を受け理解しましたので、承諾します。

(1) 駐 車 施 設 等	名 称			
	位 置	横浜市 区		
	形 態	☐ 自 走 式 ☐ 機 械 式 （ 大 臣 認 定 を 有 す る も の に 限 る 。 ）		
	使 用 区 画 数	乗 用 車	荷 さ ば き 車	自 動 二 輪 車
		区画	区画	区画
使 用 期 間	自 年 月 日 至 (1)の駐車施設等の閉鎖 又は (2)の建築物の附置義務の解除の日			
(2) 使 用 者	住 所			
	氏 名			
(3) 建 築 物	名 称			
	位 置	横浜市 区		
	用 途			
	延 べ 面 積	㎡		
	附 置 義 務 台 数	乗 用 車	荷 さ ば き 車	自 動 二 輪 車
台		台	台	

年 月 日

住 所
承 諾 者
氏 名

印

(注意)

- 1 承諾者が法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載の上、法人印を押印してください。
- 2 承諾者が署名をした場合は、押印を省略することができます。

利用実態による附置義務台数特例（変更）承認申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

住 所
申 請 者 氏 名
電 話
（担当者氏名及び連絡先）

横浜市駐車場条例第10条4項の規定に基づき、(1)の建築物における駐車施設等の附置義務台数の一部を(2)の利用実態における最大利用台数を下回らない範囲で控除することについて、同条第7項の規定により承認を申請します。

地 区 の 区 分		☐ 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域 ☐ 周辺地区又は自動車ふくそう地区			
(1) 建 築 物	名 称				
	位 置	横浜市 区			
	用 途				
	延 べ 面 積	㎡（うち附置義務対象床面積） ㎡			
	駐 車 施 設 等	車 種 区 分	乗 用 車	自 動 二 輪 車	
		設 置 台 数	台	台	
		（うち隔地受入）	台	台	
附 置 義 務 台 数		台	台		
除 却 予 定 年 月 日		年 月 日 ・ 除却予定なし			
(2) 利 用 実 態	調 査 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
	最 大 利 用 の 日 付 ・ 曜 日 ・ 時 間 帯	年 月 日 ・ 曜日 ・ 時			
	車 種 区 分	乗 用 車	自 動 二 輪 車		
	最 大 利 用 台 数	台	台		
	承 認 を 受 け よ う と す る 特 例 台 数	台	台		
	附 置 義 務 の 控 除 台 数	台	台		
顕 著 な 駐 車 需 要 の 増 加 が 認 め ら れ た 場 合 に 講 じ る 予 定 の 措 置 の 内 容					
特 例 適 用 後 の 供 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日			

（注意）

- (1)の建築物及び(2)の利用実態に係る駐車施設等の付近見取図、配置図及び各階平面図を添付してください。
- (2)の利用実態に係る駐車施設等利用実態調査結果（第4号様式別紙1）を添付してください。
- 誓約書（第4様式別紙2）を添付してください。
- (1)の建築物に係る建物用途のうち複数の建物用途について条例第10条第5項の承認を受けようとする場合は、別途、当該承認を受けようとする建築物の用途ごとに表(1)(2)欄を記入したものを作成し添付してください。
- その他市長が審査上必要と認める図書を添付してください。
- 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

横 浜 市 受 付 印

誓 約 書

年 月 日

横浜市長

住 所

氏 名

横浜市駐車場条例第10条第4項の規定により附置すべき駐車施設等の台数の特例を受けようとする、1の土地に係る建築物（同条第5項の規定の適用を受ける場合は、当該適用を受ける建築物）について、当該特例を適用した駐車施設等の供用開始後において顕著な駐車需要の増加により交通の安全及び円滑化が阻害されていると市長が認めた場合は、速やかに、本誓約書を添付した、利用実態による附置義務台数特例（変更）承認申請書（第4号様式）に記載した措置その他の必要な措置を講じることが、誓約します。

1 利用実態による附置義務台数の特例を受けようとする建築物の位置

横浜市 区

利用実態特例の建替への適用特例（変更）承認申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

住 所
申 請 者 氏 名
電 話
（担当者氏名及び連絡先）

横浜市駐車場条例第10条5項の規定に基づき、(2)の建築物に対して承認を受けた利用実態による附置義務台数特例を(1)の建築物の新築に適用することについて、同条第7項の規定により承認を申請します。

地 区 の 区 分		☐ 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域 ☐ 周辺地区又は自動車ふくそう地区				
(1) 建 築 物	名 称					
	位 置	横浜市 区				
	敷 地 面 積	㎡				
	用 途					
	延 べ 面 積	㎡（うち附置義務対象床面積 ㎡）				
	駐 車 施 設 等	車 種 区 分	乗 用 車	自 動 二 輪 車		
		附 置 義 務 台 数	台	台		
		承認を受けようとする特例台数	台	台		
附 置 義 務 の 控 除 台 数		台	台			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日				
(2) 建 築 物	名 称					
	位 置	横浜市 区				
	敷 地 面 積	㎡				
	建 物 用 途					
	延 べ 面 積	㎡（うち附置義務対象床面積 ㎡）				
	駐 車 施 設 等	車 種 区 分	乗 用 車	自 動 二 輪 車		
		承認を受けた特例台数	台	台		
利用実態の特例承認年月日・番号		年 月 日・横浜市 指令第 号				

（注意）

- 1 (1)の建築物及び駐車施設等の付近見取図、配置図及び各階平面図を添付してください。
- 2 (2)の建築物の配置図及び各階平面図を添付してください。
- 3 その他市長が審査上必要と認める図書を添付してください。
- 4 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

横 浜 市 受 付 欄

敷地外駐車施設等設置特例（変更）承認・不承認通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました、1の建築物に係る敷地外駐車施設等の設置の特例（の変更）については、次のとおり承認する・しないことに決定しましたので通知します。

1 建築物

- (1) 名 称
- (2) 位 置

2 敷地外駐車施設等

- (1) 名 称
- (2) 位 置
- (3) 特例台数
乗用車： 台 / 荷さばき車： 台 / 自動二輪車： 台
- (4) 形 態

3 承認又は不承認の理由

4 付記事項

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。

利用実態による附置義務台数特例（変更）承認・不承認通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました、1の建築物に係る利用実態による附置義務台数の特例（の変更）については、次のとおり承認する・しないことに決定しましたので通知します。

1 建築物

- (1) 名 称
- (2) 位 置

2 特例に係る建築物の部分の建物用途及び床面積並びに駐車施設等の台数

3 承認又は不承認の理由

4 付記事項

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。

利用実態特例の建替への適用特例（変更）承認・不承認通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました、1の建築物に係る利用実態特例の建替への適用の特例（の変更）については、次のとおり承認する・しないことに決定しましたので通知します。

1 建築物

- (1) 名 称
- (2) 位 置
- (3) 建物用途
- (4) 延べ面積
- (5) 特例台数

2 承認又は不承認の理由

3 付記事項

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。

駐 車 施 設 等 の 構 造 承 認 等 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

住 所
申 請 者 氏 名
電 話
(担当者氏名及び連絡先)

次のとおり承認等を受けたいので、申請します。

承認等を受けようとする項目		☐ 特殊な形態又は装置 ☐ 駐車施設等の出口及び入口 ☐ その他			
承認等を受けようとする具体的事項					
承認等を受けようとする理由					
地区の区分		☐ 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域 ☐ 周辺地区又は自動車ふくそう地区			
建築物	名 称				
	位 置	横浜市 区			
	用 途				
	延 べ 面 積	㎡（うち附置義務対象床面積） ㎡			
	工 事 の 種 別 及 び 期 間	☐ 新 築 ☐ 増 築 ☐ 用途変更 ☐ その他	着手予定年月日	年 月 日	
		完了予定年月日	年 月 日		
駐車施設等	車 種 区 分	乗 用 車	(車 椅 子 用)	荷 さ ば き 車	自 動 二 輪 車
	設 置 台 数	台	(台)	台	台
	附置義務台数	台	(台)	台	台
	敷 地 外 台 数	台	(一 台)	台	台
	形 態	☐ 建築物外（平面） ☐ 建築物内（ ☐ 立体自走式 ☐ 立体機械式 ☐ 地下自走式 ☐ 地下機械式）			
	特 殊 な 駐 車 装 置	種 類			
	認定番号		有効期限	年 月 日	

- (注意)
- 1 建築物及び駐車施設等の付近見取図、配置図及び各階平面図を添付してください。
 - 2 機械式駐車装置を設置する場合は、認定証その他認定関係図書を添付してください。
 - 3 その他市長が審査上必要と認める図書を添付してください。
 - 4 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

横 浜 市 受 付 印

駐 車 施 設 等 の 構 造 承 認 等 ・ 不 承 認 等 通 知 書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました 1 の建築物については、次のとおり承認等する・しないことに決定しましたので通知します。

1 建築物

- (1) 名 称
- (2) 位 置

2 承認等申請に係る具体的事項

3 承認等又は不承認等の理由

4 付記事項

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。

定 期 報 告 書

年 月 日

(報告先)
横浜市長

住 所
報 告 者 氏 名
電 話
(担当者氏名及び連絡先)

横浜市駐車場条例第10条第1項の規定により(2)の駐車施設等に設置した(1)の建築物に係る附置義務駐車施設等の維持管理の状況について、第12条の2の規定に基づき次のとおり報告します。

地 区 の 区 分		☐ 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地 ☐ 周辺地区又は自動車ふくそう地区					
(1) 建 築 物	名 称						
	位 置	横浜市 区					
	用 途						
	延 べ 面 積	m ² (うち附置義務対象床面積 m ²)					
	附 置 義 務 台 数	乗 用 車	(車 椅 子 用)	荷 さ ば き 車	自 動 二 輪 車		
		台	(台)	台	台		
	工 事 の 種 別	☐ 新 築 ☐ 増 築 ☐ 用途変更 ☐ そ の 他	工 事 完 了 年 月 日		年 月 日		
敷地外駐車施設等の特例承認年月日・番号		年 月 日・横浜市		指令第 号			
(2) 駐 車 施 設 等	名 称						
	位 置	横浜市 区 (1)の建築物の敷地からの距離： m					
	管 理 者	住 所					
		氏 名					
	土 地 所 有 者	☐ (1)の建築物の所有者 ☐ (2)の駐車施設等の管理者 ☐ 左記以外の者					
	特 例 台 数	乗 用 車	荷 さ ば き 車	自 動 二 輪 車			
		台	台	台			
形 態	☐ 建築物外 (平面) ☐ 建築物内 (☐ 立体自走式 ☐ 立体機械式 ☐ 地下自走式 ☐ 地下機械式)						

(注意)

- 1 写真貼付欄に(2)の駐車施設等の現況写真及び(1)の建築物における表示板の写真を貼り付けてください。
- 2 (1)の建築物及び(2)の駐車施設等の付近見取図並びに(2)の駐車施設等の平面図を添付してください。
- 3 (2)の駐車施設等の土地所有者が(1)の建築物の所有者と異なる場合は、(2)の駐車施設等を正当な権原に基づき使用していることを証する書類（賃貸借契約書等）を添付してください。
- 4 その他市長が審査上必要と認める図書を添付してください。
- 5 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

横 浜 市 処 理 印

写 真 貼 付 欄

実 績 報 告 書

年 月 日

（報告先）
横浜市長

住 所
報 告 者 氏 名
電 話
（担当者氏名及び連絡先）

横浜市駐車場条例第10条第4項及び第5項の規定により建築物における駐車施設等の附置義務台数の一部を控除した附置義務駐車施設等について、第12条の3に基づき利用実績を調査しましたので、報告します。

地 区 の 区 分		☐ 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域 ☐ 周辺地区又は自動車ふくそう地区			
建 築 物	名 称				
	位 置	横浜市 区			
	用 途				
	延 べ 面 積	m ² （うち附置義務対象床面積 m ² ）			
	駐 車 施 設 等	車 種 区 分	乗 用 車	自 動 二 輪 車	
設 置 台 数		台	台		
附 置 義 務 台 数		台	台		
利 用 実 態	調 査 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
	最大利用の日付・曜日・時間帯	年 月 日 ・ 曜日 ・ 時			
	車 種 区 分	乗 用 車	自 動 二 輪 車		
	最 大 利 用 台 数	台	台		
	承 認 を 受 け た 特 例 台 数	台	台		
	附 置 義 務 の 控 除 台 数	台	台		
顕著な駐車需要の増加が認められた場合に講じる予定の措置の内容					
特例適用後の供用開始予定年月日		年 月 日			
利用実態特例の承認年月日・番号		年 月 日・横浜市 指令第 号			
建替適用特例の承認年月日・番号		年 月 日・横浜市 指令第 号			

（注意）

- 1 駐車施設等利用実績調査結果（第12号様式別紙）を添付してください。
- 2 (1)の建築物の付近見取図を添付してください。
- 3 その他市長が審査上必要と認める図書を添付してください。
- 4 提出書類は、すべてA4（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

横 浜 市 処 理 印

上表中の調査結果に虚偽はありません。 調査責任者： 印 (A3)

附置義務駐車場の台数算定表(1)

(駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の場合)

1 建築物の計画内容 (小数点以下第3位切捨て)

部分 の 床 面 積	特 定 用 途	百貨店その他の店舗	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・①
		事務所	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・②
		倉庫又は工場	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・③
		その他の特定用途	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・④
	非特定用途		m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・⑤
	共同住宅等		m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・⑥
	共用部分		m ²	・・・⑦	
	駐車場及び駐輪場		m ²		
①～⑥の合計			m ²	・・・⑧（駐車場及び駐輪場の部分を除く。）	
建築物の延べ面積（⑧－⑥）			m ²	・・・⑨（駐車場、駐輪場及び共同住宅等の部分を除く。）	

※共同住宅等とは、共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿のことをいいます。

※上表中の各特定用途及び非特定用途に、駐車場、駐輪場及び共同住宅等は含みません。

2 駐車場条例対象の判断

建築物の延べ面積 (⑨)	m ²	－	非特定用途の床面積 (⑤)	m ²	=	特定用途の床面積 m ² ・・・⑩
特定用途の床面積 (⑩)	m ²	－	事務所、工場又は倉庫の床面積 (②+③)	m ²	=	特定用途 (事務所等を除く) の床面積 m ² ・・・⑩'

※計算結果から⑩' が2,000m²を超える場合は、乗用車と自動二輪車の適用の対象

※計算結果から⑩ が3,000m²を超える場合 (敷地面積1,000m²未満を除く。)は、荷さばき車の適用の対象

3 大規模建築物の逓減措置 (小数点以下第3位は切捨て) □対象・□対象外

事務所、倉庫又は工場の部分の床面積が10,000m²を超える場合 (荷さばき車に限る。)

事務所の部分 の床面積	0～10,000m ² の部分	10,000 m ² ×1.0=	10,000 m ²
	10,000超～50,000m ² の部分	m ² ×0.7=	m ²
	50,000超～100,000m ² の部分	m ² ×0.6=	m ²
	100,000超の部分	m ² ×0.5=	m ²
	合 計	(②) m ²	②' m ²
倉庫又は工場 の部分の床 面積	0～10,000m ² の部分	10,000 m ² ×1.0=	10,000 m ²
	10,000超～50,000m ² の部分	m ² ×0.7=	m ²
	50,000超～100,000m ² の部分	m ² ×0.6=	m ²
	100,000超の部分	m ² ×0.5=	m ²
	合 計	(③) m ²	③' m ²

※大規模建築物の逓減措置の対象となった場合は、次ページ以降②'を②に、③'を③に読み替えます。(倉庫と工場の複合の場合は、個々の面積による算定となります。)

4 乗用車駐車場の附置義務台数の算定

(1) 百貨店その他の店舗の部分

$$\left(\text{①} \right) \div 200 \text{ [m}^2\text{/台]} \\ \text{※「横浜駅周辺地区」内は} 300 \text{ [m}^2\text{/台]} = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots\dots \text{⑪}$$

(2) 事務所、倉庫又は工場の部分【参考】

$$\left(\text{②} + \text{③} \right) \div 250 \text{ [m}^2\text{/台]} \\ \text{※「横浜駅周辺地区」内の「事務所」は} 300 \text{ [m}^2\text{/台]} \\ \text{※「みなとみらい21地区」内の「事務所」は} 400 \text{ [m}^2\text{/台]} = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots\dots \text{⑫}$$

(3) その他の特定用途の部分

$$\left(\text{④} \text{ (横浜駅周辺地区内の「飲食店」は除く)} \right) \div 250 \text{ [m}^2\text{/台]} \\ + \left(\text{④'} \text{ (横浜駅周辺地区内の「飲食店」)} \right) \div 300 \text{ [m}^2\text{/台]} \\ = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots\dots \text{⑬}$$

(4) 非特定用途の部分【参考】

$$\text{⑤} \div 550 \text{ [m}^2\text{/台]} = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots\dots \text{⑭}$$

(5) 小計

$$\text{⑪} + \text{⑬} = \dots\dots \text{⑮}$$

(6) 小規模建築物の緩和措置 ☐有・☐無

建築物の延べ面積（駐車場及び共同住宅等の部分を除く。）⑨が、6,000 m²未満の場合

$$\text{緩和係数} = 1 - \frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{建築物の延べ面積⑨})}{6,000 \text{ m}^2 \times \text{⑩} - 1,000 \text{ m}^2 \times \text{建築物の延べ面積⑨}} \\ = 1 - \frac{1,000 \text{ m}^2 \times (6,000 \text{ m}^2 - \text{⑨})}{6,000 \text{ m}^2 \times \text{⑩} - 1,000 \text{ m}^2 \times \text{⑨}} \\ = 1 - \frac{\text{ }}{\text{ }} = 1 - \text{ } = \text{ } \dots\dots \text{⑯} \\ \text{(小数点以下第4位切捨て)}$$

(7) 乗用車駐車場の附置義務台数

小規模建築物の緩和措置 ☐有

$$\text{⑮} \times \text{⑯} = \text{ } \text{小数点以下切上げ} \Rightarrow \text{ } \text{台} \dots\dots \text{⑰}$$

小規模建築物の緩和措置 ☐無

$$\text{⑮} \text{ 小数点以下切上げ} \Rightarrow \text{ } \text{台} \dots\dots \text{⑰'}$$

5 荷さばき駐車場の附置義務台数の算定 ☐対象・☐対象外

(1) 百貨店その他の店舗の部分

$$\text{①} \div 3,000 [\text{m}^2/\text{台}] = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots\dots\text{⑮}$$

(2) 事務所の部分

$$\text{②} \div 8,000 [\text{m}^2/\text{台}] = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots\dots\text{⑰}$$

(3) 倉庫又は工場の部分

$$\text{③} \div 3,500 [\text{m}^2/\text{台}] = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots\dots\text{⑳}$$

(4) その他の特定用途の部分

$$\text{④} \div 6,500 [\text{m}^2/\text{台}] = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots\dots\text{㉑}$$

(5) 小計

$$\text{⑮} + \text{⑰} + \text{㉑} + \text{㉑} = \dots\dots\text{㉒}$$

(6) 小規模建築物の緩和措置 ☐有・☐無

建築物の延べ面積（駐車場及び共同住宅等の部分を除く。）⑨が、6,000 m²未満の場合

$$\begin{aligned} \text{緩和係数} &= 1 - \left(\frac{6,000 \text{ m}^2 - \text{建築物の延べ面積⑨}}{\text{建築物の延べ面積⑨}} \right) \\ &= 1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - \text{⑨}}{\text{⑨}} \\ &= 1 - \frac{\text{⑨}}{\text{⑨}} = 1 - \text{⑨} = \text{⑨} \dots\dots\text{㉓} \\ &\quad \text{(小数点以下第4位切捨て)} \end{aligned}$$

(7) 荷さばき駐車場の附置義務台数（10台を超える場合は10台を上限とします。）

小規模建築物の緩和措置 ☐有

$$\text{㉒} \times \text{㉓} = \text{⑨} \text{ 小数点以下切上げ} \rightarrow \text{⑨} \text{ 台} \dots\dots\text{㉔}$$

小規模建築物の緩和措置 ☐無

$$\text{㉒} \text{ 小数点以下切上げ} \rightarrow \text{⑨} \text{ 台} \dots\dots\text{㉔}$$

6 自動二輪車駐車場の附置義務台数の算定 ☐対象・☐対象外

(1) 百貨店その他の店舗の部分

$$\text{①} \text{ m}^2 \div 3,000 [\text{m}^2/\text{台}] = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots\dots\text{㉕}$$

(2) その他の特定用途の部分

$$\text{④} \text{ m}^2 \div 10,000 [\text{m}^2/\text{台}] = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots\dots\text{㉖}$$

(3) 小計

$$\boxed{\textcircled{25}} + \boxed{\textcircled{26}} = \boxed{} \dots \textcircled{27}$$

(4) 小規模建築物の緩和措置 ☐有・☐無

建築物の延べ面積（駐車場及び共同住宅等の部分を除く。）⑨が、6,000㎡未満の場合

$$\begin{aligned} \text{緩和係数} &= 1 - \left(\frac{1,000 \text{ ㎡} \times (6,000 \text{ ㎡} - \text{建築物の延べ面積}\textcircled{9})}{5,000 \text{ ㎡} \times \text{建築物の延べ面積}\textcircled{9}} \right) \\ &= 1 - \frac{1,000 \text{ ㎡} \times (6,000 \text{ ㎡} - \boxed{\textcircled{9}})}{5,000 \text{ ㎡} \times \boxed{\textcircled{9}}} \\ &= 1 - \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = 1 - \boxed{} = \boxed{} \dots \textcircled{28} \\ &\hspace{15em} (\text{小数点以下第4位切捨て}) \end{aligned}$$

(5) 自動二輪車駐車場の附置義務台数

小規模建築物の緩和措置 ☐有

$$\boxed{\textcircled{27}} \times \boxed{\textcircled{28}} = \boxed{} \text{ 小数点以下切上げ} \Rightarrow \boxed{} \text{ 台} \dots \textcircled{29}$$

小規模建築物の緩和措置 ☐無

$$\boxed{\textcircled{27}} \text{ 小数点以下切上げ} \Rightarrow \boxed{} \text{ 台} \dots \textcircled{29'}$$

7 駐車場の附置義務台数

(1) 乗用車駐車場

$$\boxed{\textcircled{17} \text{又は} \textcircled{17}} \text{ 台} - \boxed{\textcircled{24} \text{又は} \textcircled{24}} \text{ 台} = \boxed{} \text{ 台}$$

(2) 荷さばき駐車場

$$\boxed{\textcircled{24} \text{又は} \textcircled{24}} \text{ 台}$$

(3) 自動二輪車駐車場

$$\boxed{\textcircled{29} \text{又は} \textcircled{29}} \text{ 台}$$

【参考】 共同住宅等と複合している場合の算定

共同住宅等の用途に供する建築物で、住居の用に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超える場合は、横浜市建築基準条例に基づき、別途で当該建築物の住戸又は住室の数に応じた駐車場の設置が必要となります。

$$\boxed{} \text{ 戸} \times \frac{\boxed{\text{地域}}}{10} = \boxed{} \text{ 小数点以下切上げ} \Rightarrow \boxed{} \text{ 台}$$

附置義務駐車場の台数算定表(2)

(周辺地区又は自動車ふくそう地区の場合)

1 建築物の計画内容 (小数点以下第3位切捨て)

部分 の 床 面 積	特 定 用 途	百貨店その他の店舗	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・①
		事務所	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・②
		倉庫又は工場	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・③
		その他の特定用途	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・④
		非特定用途	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・⑤
		共同住宅等	m ²	共用部分⑦を面積案分した数値との合計	m ² ・・・⑥
		共用部分	m ²	・・・⑦	
		駐車場及び駐輪場	m ²		
①～⑥の合計			m ²	・・・⑧ (駐車場及び駐輪場の部分を除く。)	
建築物の延べ面積 (⑧－⑥)			m ²	・・・⑨ (駐車場、駐輪場及び共同住宅等の部分を除く。)	

※共同住宅等とは、共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿のことをいいます。

※上表中の各特定用途及び非特定用途に、駐車場、駐輪場及び共同住宅等は含みません。

2 駐車場条例対象の判断

特定用途の床面積 ①+②+③+④ =	m ² ・・・⑩
-----------------------	---------------------

※計算結果から⑩が2,000m²を超える場合は、乗用車の適用の対象

※計算結果から⑩が3,000m²を超える場合(敷地面積1,000m²未満を除く。)は、荷さばき車も適用の対象

3 大規模建築物の逓減措置 (小数点以下第3位は切捨て) □対象・□対象外

事務所の部分の床面積が10,000m²を超える場合

事務所の部分 の床面積	0～10,000m ² の部分	10,000 m ² ×1.0=	10,000 m ²
	10,000超～50,000m ² の部分	m ² ×0.7=	m ²
	50,000超～100,000m ² の部分	m ² ×0.6=	m ²
	100,000超の部分	m ² ×0.5=	m ²
	合 計	(② m ²)	②' m ²

※大規模建築物の逓減措置の対象となった場合は、次ページ以降②'を②に読み替えます。

4 乗用車駐車場の附置義務台数の算定

(1) 百貨店その他の店舗の部分

$$\left(\text{①} \right) \div 200 \text{ [m}^2\text{/台]} = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots\dots \text{⑪}$$

(2) 事務所の部分

$$\left(\text{②} \right) \div 250 \text{ [m}^2\text{/台]} = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots\dots \text{⑫}$$

(2) 倉庫又は工場の部分

$$\text{③} \div 400 [\text{m}^2/\text{台}] = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{⑬}$$

(3) その他の特定用途の部分

$$\text{④} \div 250 [\text{m}^2/\text{台}] = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{⑭}$$

(4) 小計

$$\text{⑪} + \text{⑫} + \text{⑬} + \text{⑭} = \dots \text{⑮}$$

(5) 小規模建築物の緩和措置 ☐有・☐無

建築物の延べ面積（駐車場及び共同住宅等の部分を除く。）⑨が、6,000 m^2 未満の場合

$$\begin{aligned} \text{緩和係数} &= 1 - \left(\frac{6,000 \text{ m}^2 - \text{建築物の延べ面積⑨}}{2 \times \text{建築物の延べ面積⑨}} \right) \\ &= 1 - \frac{6,000 \text{ m}^2 - \text{⑨}}{2 \times \text{⑨}} \\ &= 1 - \frac{\text{ }}{\text{ }} = 1 - \text{ } = \text{ } \dots \text{⑯} \\ &\quad \text{(小数点以下第4位切捨て)} \end{aligned}$$

(6) 乗用車駐車場の附置義務台数

小規模建築物の緩和措置 ☐有

$$\text{⑮} \times \text{⑯} = \text{ } \text{小数点以下切上げ} \Rightarrow \text{ } \text{台} \dots \text{⑰}$$

小規模建築物の緩和措置 ☐無

$$\text{⑮} \text{ 小数点以下切上げ} \Rightarrow \text{ } \text{台} \dots \text{⑰'}$$

5 荷さばき駐車場の附置義務台数の算定 ☐対象・☐対象外

(1) 百貨店その他の店舗の部分

$$\text{①} \div 3,000 [\text{m}^2/\text{台}] = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{⑱}$$

(2) 事務所の部分

$$\text{②} \div 8,000 [\text{m}^2/\text{台}] = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{⑲}$$

(3) 倉庫又は工場の部分

$$\text{③} \div 3,500 [\text{m}^2/\text{台}] = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{⑳}$$

(4) その他の特定用途の部分

$$\text{④} \div 6,500 [\text{m}^2/\text{台}] = \text{小数点以下第4位を四捨五入} \dots \text{㉑}$$

(5) 小計

$$\boxed{\text{⑮}} + \boxed{\text{⑰}} + \boxed{\text{⑳}} + \boxed{\text{㉑}} = \boxed{} \dots \text{㉒}$$

(6) 小規模建築物の緩和措置 ☐有・☐無

建築物の延べ面積（駐車場及び共同住宅等の部分を除く。）⑨が、6,000㎡未満の場合

$$\text{緩和係数} = 1 - \left(\frac{6,000 \text{ ㎡} - \text{建築物の延べ面積⑨}}{\text{建築物の延べ面積⑨}} \right)$$

$$= 1 - \frac{6,000 \text{ ㎡} - \boxed{\text{⑨}}}{\boxed{\text{⑨}}}$$

$$= 1 - \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = 1 - \boxed{} = \boxed{} \dots \text{㉓}$$

(小数点以下第4位切捨て)

(7) 荷さばき駐車場の附置義務台数（10台を超える場合は10台を上限とします。）

小規模建築物の緩和措置 ☐有

$$\boxed{\text{㉒}} \times \boxed{\text{㉓}} = \boxed{} \text{ 小数点以下切上げ} \Rightarrow \boxed{} \text{ 台} \dots \text{㉔}$$

小規模建築物の緩和措置 ☐無

$$\boxed{\text{㉒}} \text{ 小数点以下切上げ} \Rightarrow \boxed{} \text{ 台} \dots \text{㉔'}$$

上限10台

6 駐車場の附置義務台数

(1) 乗用車駐車場

$$\boxed{\text{⑰又は⑰'}} \text{ 台} - \boxed{\text{㉔又は㉔'}} \text{ 台} = \boxed{} \text{ 台}$$

(2) 荷さばき駐車場

$$\boxed{\text{㉔又は㉔'}} \text{ 台}$$

【参考】 共同住宅等と複合している場合の算定

共同住宅等の用途に供する建築物で、住居の用に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超える場合は、横浜市建築基準条例に基づき、別途で当該建築物の住戸又は住室の数に応じた駐車場の設置が必要となります。

$$\boxed{} \text{ 戸} \times \frac{\boxed{} \text{ 地域}}{10} = \boxed{} \text{ 小数点以下切上げ} \Rightarrow \boxed{} \text{ 台}$$

附置義務駐車場の台数算定表(3)

(利用実態特例①の承認を受けた建築物の建替の場合)(乗用車)

1 利用実態特例①の承認を受けた建物用途における、建替前の附置義務台数

- (1)－1 承認を受けた建物用途①(用途：)
 床面積 m² ……③① 承認を受けた特例台数 台 ……③⑥
- (1)－2 承認を受けた建物用途②(用途：)
 床面積 m² ……③② 承認を受けた特例台数 台 ……③⑦
- (1)－3 承認を受けた建物用途③(用途：)
 床面積 m² ……③③ 承認を受けた特例台数 台 ……③⑧
- (2) 小計
 台 + 台 + 台 = 台 ……③⑨

2 利用実態特例①の承認を受けた建物用途における、建替後(緩和前)の附置義務台数

- (1)－1 承認を受けた建物用途①(用途：)
 ③①' m² ÷ [m²/台] = 台 (小数点以下切上げ) ……③⑥'
 うち増床分
 (③①' m² - ③① m²)
 ÷ [m²/台] = 台 (小数点以下切上げ) ……③⑥''
- (1)－2 承認を受けた建物用途②(用途：)
 ③②' m² ÷ [m²/台] = 台 (小数点以下切上げ) ……③⑦'
 うち増床分
 (③②' m² - ③② m²)
 ÷ [m²/台] = 台 (小数点以下切上げ) ……③⑦''
- (1)－3 承認を受けた建物用途③(用途：)
 ③③' m² ÷ [m²/台] = 台 (小数点以下切上げ) ……③⑧'
 うち増床分
 (③③' m² - ③③ m²)
 ÷ [m²/台] = 台 (小数点以下切上げ) ……③⑧''
- (2) 小計
 ③⑥' 台 + ③⑦' 台 + ③⑧' 台 = 台 ……③⑨'
 うち増床分
 ③⑥'' 台 + ③⑦'' 台 + ③⑧'' 台 = 台 ……③⑨''

3 利用実態特例①による附置義務の控除台数

$$\boxed{\textcircled{39}}' \text{ 台} - \boxed{\textcircled{39}} \text{ 台} = \boxed{} \text{ 台} \cdots \textcircled{40}$$

4 利用実態特例②による緩和前の附置義務台数（建替後の建築物全体）

$$\text{本台数算定表(1)又は(2)における}\textcircled{17}\text{又は}\textcircled{17}' = \boxed{} \text{ 台} \cdots \textcircled{41}$$

5 利用実態特例②による緩和後の附置義務台数の下限値（建替後の建築物全体）

- ☐ 利用実態特例①の承認を受けた建物用途において増床がない場合の台数

$$\boxed{\textcircled{41}} \text{ 台} - \boxed{\textcircled{40}} \text{ 台} = \boxed{} \text{ 台} \cdots \textcircled{42}$$

- ☐ 利用実態特例①の承認を受けた建物用途において増床がある場合の台数

$$\boxed{\textcircled{41}} \text{ 台} - \boxed{\textcircled{40}} \text{ 台} + \boxed{\textcircled{39}''} \text{ 台} = \boxed{} \text{ 台} \cdots \textcircled{42}'$$

<注意事項>

- ・本算定表中2の床面積の値はすべて、附置義務駐車場の台数算定表(1)又は(2)中1によることとします。
- ・利用実態特例①の承認を受けた建物用途に床面積 10,000 m²超の事務所、倉庫又は工場がある場合は、本算定表中2の床面積を、附置義務駐車場の台数算定表(1)又は(2)中3の逡減措置を適用した床面積としてください。
- ・建替後の建築物（全体）が延べ面積 6,000 m²未満の場合は、本算定表の $\textcircled{39}'$ の数値に、小規模緩和の緩和係数（＝附置義務駐車場の台数算定表(1)又は(2)の $\textcircled{16}$ の数値）を乗じてください。
- ・利用実態特例①の承認を受けた建物用途のうち減床により本算定表中2の台数が本算定表中3の台数を下回る建物用途は、本算定表中3において緩和台数の算定対象に含めないでください。
- ・緩和を受ける建物用途が4以上となる場合は、本算定表中1及び2について、適宜追加してください。

横浜市駐車場条例

制定 昭和38年10月5日
改正 昭和39年9月30日
改正 昭和48年12月25日
改正 平成3年12月25日
改正 平成7年3月24日
改正 平成19年5月31日
改正 平成28年2月25日
改正 令和8年2月25日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）による周辺地区及び自動車ふくそう地区の指定並びに建築物に付置する駐車施設の規模その他必要な事項については、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

第2章 建築物における駐車施設の附置及び管理

(周辺地区及び自動車ふくそう地区の指定)

第3条 法第20条第2項の規定により駐車場整備地区または商業地域もしくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域（以下「周辺地域」という。）内で条例で定める地区（以下「周辺地区」という。）は、駐車場整備地区または商業地域もしくは近隣商業地域に接続する区域内で、市長が指定する区域とする。

2 法第20条第2項の規定により周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であつて、自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内または自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区（以下「自動車ふくそう地区」という。）は、自動車交通の地区的ふくそうの予想される地区で、市長が指定する区域とする。

3 市長は、前2項の規定により周辺地区または自動車ふくそう地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第4条 次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内において、同表の(2)の項に掲げる建築物の部分の床面積が2,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち同表の(3)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(4)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積（自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）、専ら道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための施設（以下「自動二輪車専用駐車施設」という。）、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第2条第3号に規定する自転車等駐車場（以下「自転車等駐車場」という。）並びに共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿の用途に供する部分の面積

を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。) が 6,000 平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(5)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数以上の自動車が増車することができる規模を有する増車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、同表の(1)の項に掲げる地区又は地域内で市長が別に増車施設の附置に係る基準を定める区域において、当該基準に定めるところにより増車施設を附置した者は、この条本文の規定により附置しなければならない増車施設を附置したものとみなす。

(建築物の新築の場合の荷さばきのための増車施設の附置)

第 4 条の 2 増車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域又は周辺地区若しくは自動

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域		周辺地区又は自動車ふくそう地区		
(2)	特定用途（法第 20 条第 1 項に規定する特定用途のうち共同住宅を除いたものをいう。以下同じ。）（事務所、倉庫及び工場を除く。）に供する部分		特定用途に供する部分		
(3)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び工場を除く。）に供する部分	百貨店その他の店舗用途に供する部分	倉庫又は工場の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、倉庫及び工場を除く。）に供する部分
(4)	200 平方メートル	250 平方メートル	200 平方メートル	400 平方メートル	250 平方メートル
(5)	$1 - \frac{1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})}{6,000 \text{ 平方メートル} \times (2) \text{ の項に掲げる面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積}}$		$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$		
(備考)					
(2)の項及び(3)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設及び自転車等駐車場の用に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。					

車ふくそう地区内において、特定用途に供する部分(増車施設、自動二輪車専用増車施設及び自転車等増車場の用に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。以下同じ。)の床面積が 3,000 平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が 6,000 平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)の台数(10 台を超える場合は、10 台とする。)以上の規模を有する荷さばきのための増車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の位置、規模等か

ら荷さばきのための駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認める場合においては、この限りでない。

(1)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫又は工場の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び工場を除く。）に供する部分
(2)	3,000 平方メートル	8,000 平方メートル	3,500 平方メートル	6,500 平方メートル
(3)	$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{\text{建築物の延べ面積}}$			
(備考)				
(1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設及び自転車等駐車場の用に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。				

- 2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の駐車台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に含めることができる。

（建築物の新築の場合の自動二輪車専用駐車施設の附置）

第4条の3 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において、特定用途（事務所、倉庫及び工場を除く。）に供する部分（駐車施設、自動二輪車専用駐車施設及び自転車等駐車場の用に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。）の床面積が 2,000 平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち次表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積が 6,000 平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(3)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。）の台数以上の特定自動二輪車が駐車することができる規模を有する自動二輪車専用駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(1)	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び工場を除く。）に供する部分
(2)	3, 000 平方メートル	10, 000 平方メートル
(3)	$1 - \frac{1, 000 \text{ 平方メートル} \times (6, 000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})}{5, 000 \text{ 平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積}}$	
(備考) (1)の項に掲げる建築物の部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設及び自転車等駐車場の用に供する部分を除くものとし、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。		

（大規模な事務所、倉庫及び工場の特例）

第5条 第4条及び第4条の2の規定にかかわらず、次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内に同表の(2)の項に掲げる用途のいずれかに供する部分（駐車施設、自動二輪車専用駐車施設及び自転車等駐車場の用に供する部分を除くものとする。）の床面積が 10,000 平方メートルを超える建築物を新築しようとする者について第4条又は第4条の2第1項の規定を適用する場合におい

ては、第4条の表の(3)の項又は第4条の2第1項の表の(1)の項に掲げる建築物の部分の床面積は、当該部分の床面積のうち10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に、10,000平方メートルを加えて得た数値の面積とする。

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
(2)	事務所、倉庫又は工場	事務所

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分の床面積が増加することとなるもののために法第20条の2第1項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替（以下単に「用途変更」という。）をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第4条及び前条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなしこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数を減じて得た台数（増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。）以上の自動車駐車することができる規模の駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物の増築又は用途変更の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第6条の2 建築物の増築又は用途変更をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第4条の2及び第5条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなしこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設の駐車台数を減じて得た台数（増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている荷さばきのための駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。）以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 前項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の駐車台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に含めることができる。

(建築物の増築又は用途変更の場合の自動二輪車専用駐車施設の附置)

第6条の3 建築物の増築又は用途変更をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし第4条の3の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなし同条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を減じて得た台数（増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている自動二輪車専用駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小の規

模の自動二輪車専用駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。)以上の特定自動二輪車が駐車することができる規模の自動二輪車専用駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(届出)

第7条 第4条から前条までの規定により駐車施設、荷さばきのための駐車施設又は自動二輪車専用駐車施設(以下「駐車施設等」という。)を附置する者は、当該駐車施設等の位置、規模及び構造について、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も、また同様とする。

(適用の除外)

第8条 次のいずれかに該当する建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者については、第4条から第6条の3までの規定は、適用しない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物
- (2) この条例の施行後、新たに駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域、周辺地区又は自動車ふくそう地区に指定された地区又は地域内において、当該地区又は地域に指定された日から起算して6月以内に新築又は増築若しくは用途変更の工事に着手する建築物

(建築物の敷地が地区又は地域の内外にわたる場合の駐車施設等の附置)

第9条 建築物の敷地が駐車場整備地区、商業地域若しくは近隣商業地域、周辺地区若しくは自動車ふくそう地区又はこれら以外の地域の2以上の地区又は地域にわたる場合は、その敷地について地区又は地域ごとの面積を算出し、そのうち最も大きな面積を占める部分が属する地区又は地域内に当該建築物があるものとみなして、第4条から第6条の3までの規定を適用する。

(駐車施設等の附置の特例)

第10条 第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合においては、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設等を附置しないことができる。この場合において、当該新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、その建築物の敷地からおおむね500メートル以内の場所に駐車施設等を設けなければならない。

- 2 建築物の新築又は増築若しくは用途変更をする地区又は地域の地形、交通事情等からして、第4条から第6条の3までの規定により建築物に附置しなければならない駐車施設等を2以上の建築物のために一団として設けることが合理的であると認められる場合において、その駐車施設等が規則で定める規模以上となるときは、当該建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、第4条から第6条の3までの規定にかかわらず、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設等を附置しないことができる。
- 3 第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者が、その建築物からおおむね300メートル以内の場所において、法第10条第1項の規定により都市計画として決定された路外駐車場を建設する場合は、その建築物又はその建築物の敷地内に附置する駐車施設等の駐車台数を、第4条から第6条の3までの規定により算出した駐車台数からその路外駐車場の駐車台数の2分の1の範囲内において規則で定める限度の駐車台数を控除した駐車台数とすることができる。
- 4 第4条、第4条の3、第5条(第4条の規定を適用する場合に限る。)、第6条、第6条の3又は前3項の規定により設けられた駐車施設等(第2項の規定により2以上の建築物のために一団

として設けられたものを含む。) (前3項の規定により設けられたものにあつては、荷さばきのための駐車施設を除く。)の利用状況に照らして、当該駐車施設等についてこれらの規定により算出した駐車台数よりも少ない台数とすることによって土地の有効な利用に資し、かつ、交通の安全及び円滑化が阻害されるおそれがないと市長が認める場合は、当該駐車施設等の駐車台数を、当該算出した駐車台数から市長が認める限度の駐車台数を控除した駐車台数とすることができる。

- 5 前項の規定の適用に係る第7項の承認を受けた場合において、当該承認に係る建築物が除却された後の当該建築物と同一の敷地に、第4条、第4条の3又は第5条(第4条の規定を適用する場合に限る。)の規定の適用を受ける建築物であつて市長が別に定める要件に該当するものを新築するときは、その建築物又はその建築物の敷地内に附置する駐車施設等の駐車台数を、これらの規定により算出した駐車台数から、土地の有効な利用に資し、かつ、交通の安全及び円滑化が阻害されるおそれがないと市長が認める限度の駐車台数を控除した駐車台数とすることができる。
- 6 第4条の2及び第6条の2の規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者が、建築物又は建築物の敷地外に他の者と共同で荷さばきを行うための駐車施設を整備することその他のこれらの規定により建築物又は建築物の敷地内に附置しなければならない最小の規模の荷さばきのための駐車施設を整備することに代わる措置として市長が認める代替措置を講ずるときは、当該代替措置の内容に応じ、これらの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設を附置せず、又は市長が定める規模を有する荷さばきのための駐車施設とすることができる。
- 7 前各項の規定の適用を受けようとする者は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。
- 8 第5項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定める期間内に、同項の規定の適用に係る前項の承認(変更の承認を除く。)を受けなければならない。この場合において、当該期間内に当該承認に係る建築物について建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請書を提出しなかったときは、当該承認は、その効力を失う。

(駐車施設等の構造等)

- 第11条 第4条、第5条、第6条又は前条の規定により設けなければならない駐車施設の自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める建築物については、車椅子使用者のための駐車施設として、少なくとも1台以上の自動車の駐車の用に供する部分の規模を、駐車台数1台につき幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。
 - 3 第4条の2、第5条、第6条の2又は前条の規定により設けなければならない荷さばきのための駐車施設の自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上又は幅4メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、その建築物の構造又は敷地の位置、規模等から市長が特にやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

- 4 第4条の3、第6条の3又は前条の規定により設けなければならない自動二輪車専用駐車施設
の特定自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅1メートル以上、奥
行2.3メートル以上とし、特定自動二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることがで
きるものとしなければならない。
- 5 前各項の規定は、特殊な形態の駐車施設等又は特殊な装置を用いる駐車施設等であつて、自動
車が有効かつ安全に駐車することができると市長が認めたものについては、適用しない。
- 6 市長は、第1項から第4項までに定めるもののほか、駐車施設等の構造又は設備について必要
な技術的基準を定めることができる。

（駐車施設等の管理）

第12条 第4条から第6条の3まで又は第10条の規定により設けられた駐車施設等の所有者又は
管理者（同条第7項の規定により市長の承認を受けた者を含む。次条、第12条の3及び第14条第
1項において同じ。）は、当該駐車施設等をその設置の目的に適合するように維持管理しなけれ
ばならない。

（定期報告）

第12条の2 第10条第1項の規定により設けられた駐車施設等の所有者又は管理者は、当該駐車施
設等の維持管理の状況について、毎年度市長が指定する日までに、市長に報告しなければならない。
い。

第12条の3 第10条第4項の規定の適用に係る同条第7項の承認を受けた場合にあっては当該承
認を受けて駐車台数を変更した駐車施設等の供用を開始した日から、同条第5項の規定の適用に
係る同条第7項の承認を受けた場合にあっては当該承認に係る駐車施設等の供用を開始した日
から起算して5年を経過する日までの間、同条第4項又は第5項の規定により設けられた駐車施
設等の所有者又は管理者は、継続して当該駐車施設等の利用状況を調査し、当該調査の結果につ
いて、毎年1回市長が指定する日までに、市長に報告しなければならない。

（措置命令）

第13条 市長は、第4条から第6条の3まで及び第10条から第12条までの規定に違反した者に対し、
相当の猶予期限を付した上、駐車施設等の設置、改善、使用禁止、使用制限その他当該違反を是
正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（立入検査）

第14条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、駐車施設等若しくは駐車施設等を
設けるべき建築物の所有者若しくは管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員
をして駐車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物若しくはその敷地に立ち入り、その駐
車施設等若しくは駐車施設等を設けるべき建築物若しくはその敷地の規模、構造等に関し検査を
させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行なう職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があ
ったときは、これを提示しなければならない。

第3章 委任

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第16条 第13条の規定による市長の命令に従わなかった者は、500,000円以下の罰金に処する。

- 2 第14条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に対しこれに応じず、若しくは虚偽

の報告若しくは虚偽の資料の提出を行い、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000円以下の罰金に処する。

3 第10条第7項の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条に規定する違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定、同条に1項を加える改正規定、第12条の改正規定、第12条の2の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定及び第16条第3項の改正規定並びに次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

横浜市駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（令和8年8月25日横浜市規則第63号）

横浜市駐車場条例の一部を改正する条例（令和8年2月横浜市条例第11号）附則第1項ただし書に規定する規定は、令和8年9月1日から施行する。

横浜市駐車場条例施行規則

制定 平成 4 年 3 月 31 日

改正 平成 6 年 3 月 31 日

改正 平成 7 年 6 月 30 日

改正 平成 8 年 5 月 2 日

改正 平成 11 年 4 月 30 日

改正 平成 19 年 11 月 30 日

改正 平成 28 年 3 月 31 日

改正 平成 28 年 12 月 22 日

改正 令和 3 年 9 月 30 日

改正 令和 8 年 3 月 31 日

改正 令和 8 年 8 月 25 日

(当初制定 昭和 39 年 4 月 4 日)

(改正 昭和 39 年 9 月 30 日)

(改正 昭和 48 年 12 月 25 日)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市駐車場条例（昭和 38 年 10 月横浜市条例第 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設等の附置の特例に関する基準等)

第 2 条 条例第 10 条第 2 項に規定する規則で定める規模は、駐車台数 15 台とする。

2 条例第 10 条第 3 項に規定する規則で定める限度は、5 分の 1 とする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

3 条例第 10 条第 8 項に規定する規則で定める期間は、同条第 4 項の規定の適用に係る同条第 7 項の承認を受けた日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間とする。

(駐車部分の規模の特例が適用される建築物)

第 3 条 条例第 11 条第 2 項に規定する市長が特に必要があると認める建築物は、次に掲げるものとする。ただし、増築又は用途変更に係る建築物で、当該増築又は用途変更の際現に同項に規定する規模の車いす使用者のための自動車の駐車の用に供する部分が設けられているものを除く。

(1) 博物館、美術館、病院、公会堂又は集会場の用途に供する部分を有する建築物で、当該用途に供する部分の床面積が 1,000 平方メートルを超えるもの

(2) 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、遊技場、百貨店その他の店舗、飲食店、ホテル又は旅館の用途に供する部分を有する建築物で、条例第 4 条から第 6 条の 3 までの規定に基づき当該用途に供する部分のみに係る最小の規模の駐車施設等を設けるものとした場合の当該駐車施設等の自動車の駐車の用に供する部分（当該建築物について増築又は用途変更をする場合は、当該増築又は用途変更前の建築物に現に設けられている駐車施設等の自動車の駐車の用に供する部分を含むものとする。）の床面積が 500 平方メートルを超えるもの

(駐車施設等の出口及び入口)

第4条 駐車施設等（自動車の駐車の用に供する部分の面積が50平方メートル未満のものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の自動車用の出口及び入口は、当該駐車施設等に設置する車路が道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路（同条第2項又は第4項の規定による道路を含む。）をいう。以下この条において同じ。）に接する部分のみに設けなければならない。

2 前項に規定する自動車用の出口及び入口は、次に掲げる道路に接する部分に設けてはならない。ただし、第1号の規定は、その敷地が横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）第47条第2項各号に規定する要件を満たす自動車車庫については、適用しない。

- (1) 幅員6メートル（自動車の駐車の用に供する部分の面積が150平方メートル未満の駐車施設等については、4メートル）未満の道路
- (2) 縦断こう配が100分の12を超える道路
- (3) 道路（幅員が6メートル未満の道路を除く。）の交差点又は曲がり角（内角が120度を超えるものを除く。）から5メートル以内の当該道路
- (4) 踏切から10メートル以内の当該道路
- (5) 乗合自動車の停留所から10メートル以内の当該道路
- (6) 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校又は児童福祉施設等の用途に供する建築物の敷地の出入口から10メートル以内の当該道路

3 前2項の規定は、市長が自動車の通行上支障がないと認めて特に承認した駐車施設等については、適用しない。

(車路の幅員の基準)

第5条 駐車施設等に設置する車路の幅員は、自動車の駐車の用に供する部分の面積に応じて、次の表に掲げる数値としなければならない。ただし、建築物の増築若しくは用途変更の場合又は柱若しくは発券機等を設置することにより同表に掲げる幅員の車路が設けられない場合において、待機スペースを設けること等により、安全かつ円滑に走行できると認められるときは、この限りでない。

自動車の駐車の用に供する部分の面積	車路の幅員	
	相互通行の場合	一方通行の場合
50平方メートル以上 150平方メートル未満	4.5メートル以上	2.5メートル以上
150平方メートル以上 500平方メートル未満	5.0メートル以上	3.0メートル以上
500平方メートル以上	5.5メートル以上	3.5メートル以上

2 前項の規定にかかわらず、専ら特定自動二輪車が走行する車路の幅員は、特定自動二輪車の駐車の用に供する部分の面積に応じて、次の表に掲げる数値としなければならない。ただし、建築物の増築若しくは用途変更の場合又は柱若しくは発券機等を設置することにより同表に掲げる幅員の車路が設けられない場合において、待機スペースを設けること等により、安全かつ円滑に走行できると認められるときは、この限りでない。

特定自動二輪車の駐車 の用に供する部分の面積	車 路 の 幅 員	
	相互通行の場合	一方通行の場合
10平方メートル以上 100平方メートル未満	3.0メートル以上	2.25メートル以上
100平方メートル以上	3.5メートル以上	

(届出)

第6条 条例第7条の規定による届出は、駐車施設等を設けようとする建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請書を提出するときまでに、次に掲げる事項を記載した届出書に建築物の付近見取図その他市長が必要と認める図書を添付して行わなければならない。

- (1) 当該届出をする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 建築物の位置、用途及び延べ面積
- (3) 駐車施設等の位置、駐車台数及び形態
- (4) その他市長が必要と認める事項

(承認申請等)

第7条 条例第10条第7項の規定による承認の申請は、前条の規定による届出の前に、次の各号に掲げる承認の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書に建築物及び駐車施設等の付近見取図その他市長が必要と認める図書を添付して行わなければならない。

- (1) 条例第10条第1項から第3項まで又は第6項の規定による承認 次に掲げる事項
 - ア 当該承認を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - イ 建築物の位置、用途及び延べ面積
 - ウ 駐車施設等の位置、管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、駐車台数並びに形態
 - エ その他市長が必要と認める事項
 - (2) 条例第10条第4項の規定による承認 次に掲げる事項
 - ア 前号ア、イ及びエに掲げる事項
 - イ 駐車施設等の利用状況
 - ウ 控除する駐車台数
 - (3) 条例第10条第5項の規定による承認 次に掲げる事項
 - ア 第1号ア及びエに掲げる事項
 - イ 新築する建築物の位置、敷地面積、用途及び延べ面積
 - ウ 控除する駐車台数
 - エ 除却する建築物の位置、敷地面積、用途及び延べ面積
 - オ 条例第10条第4項の規定により控除された駐車台数
- 2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認し、又は承認しないことに決定したときは、その旨を書面により申請者に通知するものとする。
- 3 第1項に定めるもののほか、条例又はこの規則の規定による市長の承認等を得るための申請は、

前条の規定による届出の前に又は届出と同時に、次に掲げる事項を記載した申請書に建築物の付近見取図その他市長が必要と認める図書を添付して行わなければならない。

- (1) 当該承認等を得ようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 第1項第1号イ及びエに掲げる事項
- (3) 駐車施設等の駐車台数及び形態
- (4) 承認等を得ようとする事項及び理由

4 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認等をし、又は承認等をしないことに決定したときは、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

（措置命令書）

第8条 条例第13条に規定する命令は、措置命令書（別記様式）を交付することにより行うものとする。

（身分証明書）

第9条 条例第14条第2項に規定する証票は、横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年3月横浜市規則第26号）別記様式によるものとする。

（委任）

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、道路・交通政策局長が定める。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。

横浜市 指令第 号
年 月 日

措 置 命 令 書

住所

氏名

様

〔 法人の場合は、名 〕
〔 称・代表者の氏名 〕

横浜市長



横浜市駐車場条例第 条の規定に違反していますので、同条例第13条の規定により次の措置をとることを命じます。

- 1 措置すべき内容
- 2 措置をとることを命ずる理由
- 3 駐車施設等又は駐車施設等を設けるべき建築物若しくは敷地の所在地
- 4 建築物の用途及び規模

（A4）

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。

横浜市駐車場条例取扱基準

制 定 平成 7 年 6 月 30 日

最近改正 令和 8 年 8 月 25 日

(目的)

第 1 条 この取扱基準は、横浜市駐車場条例（昭和38年条例第33号。以下「条例」という。）の趣旨を踏まえて、駐車施設等の設置に関する必要な事項を定めるとともに、建築主の協力を得ることにより、適正な駐車場の設置を促すことを目的とする。

(駐車施設の附置に関する基準)

第 2 条 条例第 4 条ただし書きに基づき、市長が別に定める基準とは、同条の表の(3)の項及び(4)の項に係るものとし、その区域及び基準については別表のとおりとする。

(荷さばきのための駐車施設の附置に関する基準)

第 2 条の 2 条例第 4 条の 2 ただし書に規定する荷さばきのための駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認める場合とは、敷地面積が1,000平方メートル未満の場合とする。

(附置義務駐車施設等を設置できる範囲)

第 3 条 条例第 4 条から第 6 条の 3 までの規定により駐車施設等を附置する者は、同条の規定を受ける建築物の敷地内に都市計画で定められた道路が含まれる場合においては、その道路内に駐車施設等を設置しないものとする。ただし、同条の規定により算出した台数を超える駐車施設等の部分については、この限りでない。

(附置義務駐車施設等の設置等の届出)

第 4 条 条例施行規則第 6 条に規定するその他市長が必要と認める事項及び市長が必要と認める図書は、附置義務駐車施設等設置（変更）届出書（第 1 号様式）に掲げるものとする。

(敷地外駐車施設等の位置、規模及び構造の設置基準)

第 5 条 条例第10条第 1 項から第 3 項まで又は第 6 項の規定により設ける敷地外駐車施設等は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 市長の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自己の所有する土地の地上又は地下に設置するもの
- (2) 建築物の全部又は一部として設置する駐車施設等で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの
- (3) 特殊な装置を用いる駐車施設等（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号。以下「施行令」という。）第15条の規定により、大臣認定を受けたものに限る。）の全部又は一部として設置する駐車施設等で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの

2 前項の規定にかかわらず車椅子使用者のための駐車施設は敷地外に設けることはできない。

(敷地外駐車施設等の維持管理)

第 6 条 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する正当な権原を有するための契約を行うものについては、契約期間が満了した場合は、契約の更新を行うものとする。

2 条例第10条第 1 項から第 3 項まで又は第 6 項に係る条例第10条第 7 項に規定する市長の承認を受けた建築物の所有者が変更した場合は、変更後の所有者は、当該承認に係る敷地外駐車施設等の維持管理の責任を継承するものとする。

（敷地外駐車施設等の表示）

第7条 条例第10条第1項の規定により敷地外駐車施設等を設置する者は、条例第4条から第6条の3までの規定の適用を受ける建築物の敷地内の見やすい箇所に、条例第10条第1項に該当する建築物である旨を記載した板（第2号様式）を表示するものとする。

2 前項の板の材質は、耐候性及び耐久性があるものとし、堅固に固定するものとする。

（駐車施設等の共同化の特例に関する基準）

第8条 条例第10条第2項に規定する駐車施設等を設置した建築物の敷地から他の敷地の距離はおおむね300メートル以内とする。

（利用実態による附置義務台数の特例の基準）

第9条 条例第10条第4項に規定する市長が認める限度の駐車台数（以下「控除台数」という。）を控除した駐車台数（以下「控除後の附置義務台数」という。）は、当該規定の適用に係る同条第7項の承認の申請の日から遡って15か月以内の任意の1年間において駐車施設等が最も利用された日時における駐車台数を下回らない台数とする。

（利用実態による附置義務台数の特例の建替への適用要件）

第10条 条例第10条第5項に規定する市長が別に定める要件は、当該規定の適用に係る同条第7項の承認を受けようとする建築物の用途の一部又は全部に同条第4項の規定の適用に係る同条第7項の承認を受けた除却前の建築物の用途を含むこととする。

（利用実態による附置義務台数の特例の建替への適用台数の基準）

第11条 条例第10条第5項に規定する市長が認める限度の駐車台数を控除した駐車台数は、同項の規定に係る同条第7項の承認を受けようとする建築物（以下「新築する建築物」という。）において附置しなければならない駐車台数から除却前の建築物における控除台数（複数の用途による建築物にあっては、当該建築物のそれぞれの用途に供する部分ごとに算定した場合における当該部分ごとの控除台数の合計）を控除した台数を下回らない台数とする。

2 前項の市長が認める限度の駐車台数は、新築する建築物（複数の用途による建築物にあっては、当該建築物のそれぞれの用途に供する部分。以下この条において同じ。）において条例第10条第4項の規定に係る同条第7項の承認を受けたときから床面積の減少がある場合は、新築する建築物において附置しなければならない駐車台数から除却前の建築物における控除後の附置義務台数を控除した台数とする。

3 前2項の規定は、新築する建築物において附置しなければならない駐車台数が除却前の建築物における控除後の附置義務台数を下回る新築する建築物については適用しない。

（附置の特例の承認その他の承認に係る申請等）

第12条 条例施行規則第7条第1項に規定するその他市長が必要と認める事項及び市長が必要と認める図書は、次の各号のとおりとする。

- (1) 条例第10条第1項から第3項又は第6項による特例に関するものは、敷地外駐車施設等設置特例（変更）承認申請書（第3号様式）に記載し、及び掲げるものとする。
- (2) 条例第10条第4項による特例に関するものは、利用実態による附置義務台数特例（変更）承認申請書（第4号様式）に記載し、及び掲げるものとする。
- (3) 条例第10条第5項による特例に関するものは、利用実態特例の建替への適用特例（変更）承認申請書（第5号様式）に記載し、及び掲げるものとする。

2 条例施行規則第7条第2項に規定する書面は、次の各号のとおりとする。

- (1) 条例第10条第1項に係る書面は、敷地外駐車施設等設置特例（変更）承認・不承認通知書（第6号様式）とする。
 - (2) 条例第10条第4項に係る書面は、利用実態による附置義務台数特例（変更）承認・不承認通知書（第7号様式）とする。
 - (3) 条例第10条第5項に係る書面は、利用実態特例の建替への適用特例（変更）承認・不承認通知書（第8号様式）とする。
- 3 条例施行規則第7条第3項に規定するその他市長が必要と認める事項及び市長が必要と認める図書は、駐車施設等の構造承認等申請書（第9号様式）に記載し、及び掲げるものとする。
- 4 条例施行規則第7条第4項に規定する書面は、駐車施設等の構造承認等・不承認等通知書（第10号様式）とする。

（特殊な装置を用いる駐車施設等の特例）

第13条 条例第11条第5項の規定による特殊な装置を用いる駐車施設等とは、施行令第15条の規程により大臣認定を受けたもの（車いす使用者のための駐車施設にあつては、公益社団法人立体駐車場工業会の車いす使用者対応証明を併せて受けたもの）で、かつ、その規模が幅1.7メートル以上、奥行4.7メートル以上の大きさの自動車を収容できるものとする。ただし、特定自動二輪車の使用にも対応する特殊な装置を用いる駐車施設等の規模は、幅0.9メートル以上、奥行2.3メートル以上の大きさの特定自動二輪車を収容できるものとする。

- 2 前項に規定する特殊装置の駐車のために供する部分の面積の算定に当たっては、建設省通達（昭和43年都再発第53号）に基づき、駐車のために供する部分に該当する車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定の容易なものについてはその面積によるものとし、その算定が困難なものについては、前項第1号の駐車のために供する特殊装置については自動車1台当り12平方メートルとみなして算定する。なお、前項に規定する特定自動二輪車の使用にも対応する特殊な装置の駐車のために供する部分の面積の算定についても、駐車のために供する部分に該当する車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定の容易なものについてはその面積によるものとし、その算定が困難なものについては、当該車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などを一つにつき12平方メートルとみなして算定する。

（自動車用の出口及び入口）

第14条 条例第11条第6項に基づき条例施行規則第4条で規定する駐車施設等の出口及び入口は、条例第4条から第6条の3までの規定を受ける建築物の敷地が2以上の道路に接する場合においては、そのうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けるものとする。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合その他特別の事由がある場合は、この限りでない。

（警報装置）

第15条 駐車施設等には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要と認められる場合、警報装置又は注意灯を設けるものとする。

（定期報告の時期）

第16条 条例第12条の2に規定する市長が指定する日は、次のとおりとする。

- (1) 初年度 条例第10条第7項の規定による承認を受けた建築物の工事の完了日
- (2) 前号の翌年度以降 12月末日

（定期報告書）

第17条 条例第12条の2の規定による報告は、定期報告書（第11号様式）に当該様式に掲げる図書を添付して行うものとする。

（実績報告の時期）

第18条 条例第12条の3に規定する市長が指定する日は、次のとおりとする。

- (1) 1回目 条例第10条第4項又は第5項の規定の適用を受けて市長が認める限度の駐車台数を控除した駐車台数とした後に当該駐車施設等の供用を開始した日から起算して15か月を経過する日
- (2) 2回目以降 前年の報告に係る期限の日から起算して12か月を経過する日

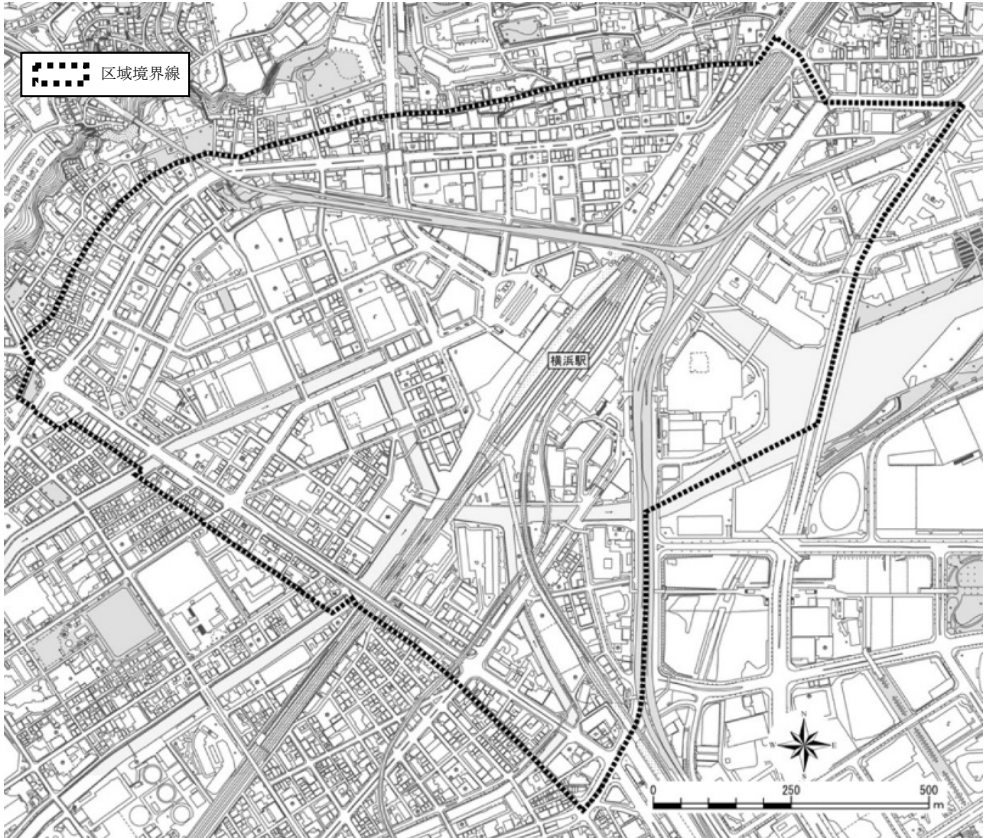
（実績報告書）

第19条 条例第12条の3の規定による報告は、実績報告書（第12号様式）に当該様式に掲げる図書を添付して行うものとする。

附 則

この取扱基準は、令和8年9月1日から施行する。

別表

(1)	条例第4条の表の(1)の項	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	
	条例第4条の表の(3)の項	百貨店その他の店舗又は飲食店の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、飲食店、事務所、倉庫及び工場を除く。）に供する部分
	条例第4条の表の(4)の項	300 平方メートル	250 平方メートル
	適用区域		

第五章 建築物における駐車施設の附置及び管理

（建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置）

第二十条 地方公共団体は、駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、延べ面積が二千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、延べ面積が当該規模以上の建築物について増築をし、又は建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）を設けなければならない旨を定めることができる。劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの（以下「特定用途」という。）に供する部分のある建築物で特定用途に供する部分（以下「特定部分」という。）の延べ面積が当該駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の道路及び自動車交通の状況を勘案して条例で定める規模以上のものを新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対しては、当該新築又は増築後の当該建築物の延べ面積が二千平方メートル未満である場合においても、同様とする。

- 2 地方公共団体は、駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域（以下「周辺地域」という。）内で条例で定める地区内、又は周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であつて自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内若しくは自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区内において、特定部分の延べ面積が二千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。
- 3 前二項の延べ面積の算定については、同一敷地内の二以上の建築物で用途上不可分であるものは、これを一の建築物とみなす。

（建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置）

第二十条の二 地方公共団体は、前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内において、建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が一定規模（同条第一項の地区又は地域内のものにあつては特定用途について同項に規定する条例で定める規模、同条第二項の地区内のものにあつては同項に規定する条例で定める規模をいう。以下同じ。）以上となるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法第二条第十四号又は第十五号に規定するものをいう。以下同じ。）をしようとする者又は特定部分の延べ面積が一定規模以上の建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。

- 2 前条第三項の規定は、前項の延べ面積の算定について準用する。

（駐車施設の管理）

第二十条の三 地方公共団体は、第二十条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定に基づく条例で定めるところにより設けられた駐車施設の所有者又は管理者に対し、条例で当該駐車施設をその設置の目的に適合するように管理しなければならない旨を定めることができる。

駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号） 抜粋

第三章 特定用途

（特定用途）

第十八条 法第二十条第一項後段の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるものは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場とする。

届出及び相談窓口

横浜市建築局建築指導部市街地建築課

電話：045-671-4510

所在地：横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

編集・発行（条例の所管）

横浜市道路・交通政策局交通政策部交通政策課

令和8年9月1日発行

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階

電話：045-671-3853 ファクス：045-663-3415

ウェブページ：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/jorei/gimu.html>